

新しい幸せを、わかすこと。



第72回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2022年3月30日(水曜日)午前10時(受付開始は午前9時)

開催場所

神戸市中央区北野町1丁目
ANAクラウンプラザホテル神戸 10階 ザ・ボールルーム

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
- 第4号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の継続の件
- 第5号議案 第三者割当による自己株式処分の件

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主総会へのご来場をお控えいただき、書面またはインターネットにより議決権を事前に行使くださいますようお願い申し上げます。

株主総会へご出席の株主様へのお土産の配布は取りやめさせていただきます。



郵送またはインターネットによる
議決権行使期限

2022年3月29日（火曜日）

午後5時まで

※詳細は3・4ページをご参照ください。



株式会社ノリツ

証券コード 5943

目次

招集ご通知

第72回定時株主総会招集ご通知	2
議決権の行使についてのご案内	3

株主総会 参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件	5
第2号議案 定款一部変更の件	6
第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件	8
第4号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針 (買収防衛策)の継続の件	15
第5号議案 第三者割当による自己株式処分の件	33

事業報告

1. 企業集団の現況に関する事項	37
2. 会社の株式に関する事項	51
3. 会社の新株予約権等に関する事項	52
4. 会社役員に関する事項	53
5. 会計監査人の状況	59
6. 業務の適正を確保するための体制および運用状況の概要	60
7. 会社の支配に関する基本方針	65

連結計算書類 計算書類

連結貸借対照表	67
連結損益計算書	68
貸借対照表	69
損益計算書	70

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本	71
会計監査人の監査報告書謄本	73
監査等委員会の監査報告書謄本	75

Mission

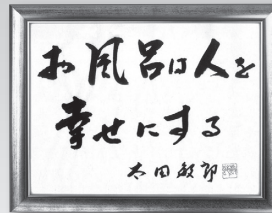
新しい幸せを、わかすこと。

人と地球の笑顔に向けて暮らしの
感動をお届けするノーリツグループ

Value

品質を最重視し、一歩先ゆく製品・
サービスを提供します

公平、公正、透明性ある活動をしませ
社員と共に成長し、社会に貢献します
情熱をもって変革、挑戦、創造します



創業の原点

ノーリツの歴史は、1951年に能率風呂工業を創設したことに始まります。創業の原点「お風呂は人を幸せにする」。このメッセージには、戦後復興期において人々の生活水準を向上させたいという情熱が凝縮されていました。

◎次の事項につきましては、法令および当社定款第19条の規定に基づき、当社ホームページ (<https://www.noritz.co.jp/>) において掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類の事業報告には記載していません。したがって、本定時株主総会招集ご通知の添付書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であり、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類および計算書類の一部であります。計算関係書類の以下の事項

- ① 連結株主資本等変動計算書
- ② 連結計算書類の連結注記表
- ③ 株主資本等変動計算書
- ④ 計算書類の個別注記表

◎事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類の内容について、株主総会前日までに修正をすべき事情が生じた場合は、当社ホームページ(<https://www.noritz.co.jp/>)において掲載することにより、お知らせいたします。

株主各位

(証券コード5943)

2022年3月9日

神戸市中央区江戸町93番地
株式会社ノーリツ
代表取締役社長 腹巻 知

第72回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第72回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、健康状態にかかわらず、株主総会へのご来場をお控えいただき、書面またはインターネットにより議決権を事前に行使くださいますようお願い申し上げます。

書面またはインターネットによる議決権の事前行使にあたりましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年3月29日（火曜日）午後5時までに議決権の行使をお願いいたします。

敬 具

記

1. 日時 2022年3月30日（水曜日）午前10時（受付開始は午前9時）

2. 場所 神戸市中央区北野町1丁目
ANAクラウンプラザホテル神戸 10階 ザ・ボールルーム

3. 目的事項

報告事項

①第72期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

②第72期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

第4号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の継続の件

第5号議案 第三者割当による自己株式処分の件

4. 議決権の行使に関する事項

次ページの「議決権の行使についてのご案内」をご参照ください。

以 上

招集ご通知

株主総会
参考書類

事業報告

連結計算書類
計算書類

監査報告書

議決権の行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。「株主総会参考書類」をご検討のうえ、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権の行使の方法については、以下の3つの方法がございます。

1 株主総会へ出席する場合



議決権行使書用紙を
会場受付へ提出

株主総会日時

2022年3月30日(水)
受付開始：午前9時
開 会：午前10時

2 議決権行使書を郵送する場合



各議案の賛否を
記入のうえ返送

行使期限

2022年3月29日(火)
午後5時必着

3 インターネットにより議決権を行使する場合



議決権行使サイト
<https://evote.tr.mufg.jp/>
にて各議案の賛否を入力

行使期限

2022年3月29日(火)
午後5時まで



◎バーコード読取機能付のスマートフォンで左の「QRコード」をお読み取りいただき、議決権行使サイトにアクセスしていただくことも可能です。

(「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。)

詳しくは、4ページをご覧ください。

◀機関投資家の皆様へ▶

当社株主総会における議決権行使の方法として、株式会社ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

【インターネットによる議決権の行使のご案内】

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。(ただし、毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止いたします。)
- (2) インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) その他、システム等に関してご不明な点等がございましたら、下記ヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

(1) パソコンによる方法

- ① 議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。
- ② 株主様以外の第三者による不正アクセス(“なりすまし”)や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- ③ 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

(2) スマートフォンによる方法

- ① 議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。(「ログインID」および「仮パスワード」の入力は不要です。)
- ② セキュリティの観点からQRコードを用いた議決権行使は1回に限り可能です。2回目以降は、QRコードを読み取っても「ログインID」および「仮パスワード」の入力が必要になります。
- ③ スマートフォンの機種によりQRコードでのログインができない場合があります。QRコードでのログインができない場合には、上記2.(1)パソコンによる方法にて議決権行使を行ってください。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い


- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金等)は、株主様のご負担となります。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部(ヘルプデスク)

 0120-173-027 (受付時間 午前9時～午後9時 通話料無料)

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、配当につきましては継続的かつ安定的に実施することを基本としておりますが、第72期の期末配当金につきましては、当期の業績等を総合的に勘案いたしまして、1株につき51円といたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- 1 配当財産の種類
金銭といたします。
- 2 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき 金 51円
配当総額 2,345,951,754円
- 3 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年3月31日

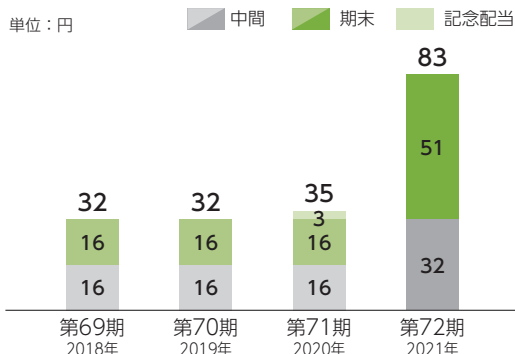
ご参考 株主還元の考え方

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題のひとつと位置付けております。配当につきましては継続的かつ安定的に実施することを基本とし、2021年度から2023年度までの3カ年について、連結配当性向50%もしくは連結純資産配当率（DOE）2%のいずれか高い額を目標として配当を行うこととし、株主の皆様へのより積極的な利益還元に努めてまいります。

また、自己株式の取得については、機動的に実施を検討いたします。

配当金の推移

単位：円



1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第19条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
 - (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第19条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
 - (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第19条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
 - (4) 上記新設および削除される規定の効力発生日等に関する附則第2条を設けるものであります。
- なお、本附則第2条は期日経過後にこれを削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u></p> <p>第19条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき情報を、法務省令の定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主が提供を受けることができる状態に置く措置をとる場合には、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p>	<p style="text-align: center;">（削除）</p> <p style="text-align: center;">（電子提供措置等）</p> <p>第19条 ① 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p>

株主総会参考書類

招集ご通知

株主総会
参考書類

事業報告

連結計算書類
計算書類

監査報告書

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(監査等委員会設置会社移行前の監査役との責任限定契約に関する経過措置)</p> <p>2018年12月31日に終了する事業年度に関する第69回定時株主総会の終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による定款一部変更前の定款第38条の定めるところによる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(監査等委員会設置会社移行前の監査役との責任限定契約に関する経過措置)</p> <p><u>第1条</u> 2018年12月31日に終了する事業年度に関する第69回定時株主総会の終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による定款一部変更前の定款第38条の定めるところによる。</p> <p><u>(電子提供措置等新設の効力発生日および同新設に伴う経過措置等)</u></p> <p><u>第2条</u> ① 現行定款第19条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更案第19条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>② 第1項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6ヵ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第19条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</p> <p>③ 本附則第2条は、2022年9月1日から6ヵ月を経過した日または第2項の株主総会の日から3ヵ月を経過した日のいずれか遅い日をもってこれを削除する。</p>

第3号議案

取締役(監査等委員である取締役を除く。) 6名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)全員(6名)は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	地位	候補者属性	出席状況 (第72期取締役会)
1	はらまき 腹巻 さとし 知	代表取締役社長	再任	100% (15回/15回)
2	ひろさわ 廣澤 まさみね 正峰	取締役兼専務執行役員	再任	100% (15回/15回)
3	たけなか 竹中 まさゆき 昌之	取締役兼専務執行役員	再任	100% (15回/15回)
4	ひろおか 廣岡 かずし 一志	取締役兼常務執行役員	再任	100% (15回/15回)
5	いけだ 池田 ひでなり 英礼	常務執行役員	新任	—
6	おのえ 尾上 ひろかず 広和	社外取締役	再任 社外 独立	92% (11回/12回)

再任 再任取締役候補者 新任 新任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 (株)東京証券取引所等の定めに基づく独立役員候補者

(注) 尾上広和氏は、2021年3月30日開催の第71回定時株主総会において新たに取締役に選任されましたので、取締役会の開催回数が他の取締役に異なります。

招集ご通知

株主総会
参考書類

事業報告

連結計算書類
計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

招集ご通知

株主総会
参考書類

事業報告

連結計算書類・
計算書類

監査報告書

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当 (重要な兼職の状況)
1	<p>はら まき さとし 腹巻 知 (1959年4月16日生) [所有する当社株式数] 14,500株</p>	<p>1983年4月 当社入社 2009年2月 信和工業(株)代表取締役社長 2011年1月 当社執行役員研究開発本部副本部長 2014年9月 当社常務執行役員研究開発本部長 2015年3月 当社取締役兼常務執行役員研究開発本部長 2019年1月 当社取締役兼専務執行役員国内事業本部長 2020年10月 当社代表取締役社長 現在に至る</p>
再任	<p>【取締役候補者とした理由】 同氏は、子会社の代表取締役社長や当社の研究開発本部・国内事業本部の副本部長等を歴任し、当社グループの事業を牽引してまいりました。また、2015年3月より当社取締役に就任し、2020年10月より当社代表取締役社長として、その職責を果たしております。今後も、グローバルやサステナビリティ等も含めたあらゆる分野の課題における経営の意思決定に、当社の代表権者として参画することが、当社の中長期的な企業価値向上に資すると判断し、取締役候補者としていたしました。</p>	
候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当 (重要な兼職の状況)
2	<p>ひろ さわ まさ みね 廣澤 正峰 (1961年12月13日生) [所有する当社株式数] 8,500株</p>	<p>1988年11月 当社入社 2010年1月 関東産業(株)代表取締役社長 2011年10月 当社執行役員 能率(中国)投資有限公司董事兼総経理 能率(上海)住宅設備有限公司董事長 2016年4月 当社常務執行役員国際事業本部中国事業推進室長 Sakura (Cayman) Co.,Ltd. 董事長 Sakura China Holdings (H.K.) Co.,Ltd. 董事長 2016年7月 能率(中国)投資有限公司董事長 2017年1月 当社常務執行役員国際事業本部長 能率香港有限公司董事長 2017年2月 NORITZ AUSTRALIA PTY LTD Director 2017年3月 当社取締役兼常務執行役員国際事業本部長 2019年1月 当社取締役兼専務執行役員国際事業本部長 2020年10月 当社取締役兼専務執行役員プロダクツ本部長 現在に至る</p>
再任	<p>【取締役候補者とした理由】 同氏は、国内外の子会社の代表取締役社長や当社の国際事業本部長等を歴任し、2020年10月より当社のプロダクツ本部長として、その職責を果たしております。また、2017年3月より当社取締役に就任しております。今後も、ものづくりにおけるデジタル・トランスフォーメーションや環境・社会課題への対応も含め、ものづくり機能を統括する取締役として経営の意思決定に参画することが、当社の中長期的な企業価値向上に資すると判断し、取締役候補者としていたしました。</p>	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当 (重要な兼職の状況)
3 再任	<p>たけ なか まさ ゆき 竹中 昌之 (1963年9月24日生)</p> <p>[所有する当社株式数] 8,500株</p>	<p>1992年 1月 当社入社 2004年 3月 (株)ハーマン取締役企画管理統括部長 2011年 6月 (株)ハーマン常務取締役管理本部長 2012年 1月 当社管理本部総務部長 2013年10月 (株)エスコアハーツ代表取締役社長 2016年 4月 当社執行役員 2017年 1月 当社上席執行役員管理本部長 2017年 3月 当社取締役兼常務執行役員管理本部長 2019年 1月 当社取締役兼常務執行役員経営管理本部長 2020年10月 当社取締役兼常務執行役員企画管理本部長 2021年 3月 当社取締役兼専務執行役員企画管理本部長 現在に至る</p> <p>【取締役候補者とした理由】 同氏は、子会社の代表取締役社長や当社の管理本部長等を歴任し、2020年10月より当社の企画管理本部長として、その職責を果たしております。また、2017年3月より当社取締役に就任しております。今後も、全社的なデジタル・トランスフォーメーションやサステナビリティ課題への対応も含め、コーポレート機能を統括する取締役として経営の意思決定に参画することが、当社の中長期的な企業価値向上に資すると判断し、取締役候補者といたしました。</p>
4 再任	<p>ひろ おか かず し 廣岡 一志 (1964年4月9日生)</p> <p>[所有する当社株式数] 6,000株</p>	<p>1987年 4月 当社入社 2016年 1月 当社執行役員国内事業本部営業本部副本部長 2017年 9月 当社常務執行役員国内事業本部営業本部長 2020年 3月 当社取締役兼常務執行役員国内事業本部営業本部長 2020年 7月 当社取締役兼常務執行役員国内事業本部マーケティング本部長 2020年10月 当社取締役兼常務執行役員マーケティング本部長 現在に至る</p> <p>【取締役候補者とした理由】 同氏は、当社の営業本部長等を歴任し、2020年10月より当社のマーケティング本部長として、その職責を果たしております。また、2020年3月より当社取締役に就任しております。今後も、マーケティングにおけるデジタル・トランスフォーメーションや環境・社会課題への対応も含め、国内販売機能を統括する取締役として経営の意思決定に参画することが、当社の中長期的な企業価値向上に資すると判断し、取締役候補者といたしました。</p>

株主総会参考書類

招集ご通知

株主総会
参考書類

事業報告

連結計算書類
計算書類

監査報告書

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当 (重要な兼職の状況)
5	<p>いけだ ひでなり 池田 英礼 (1971年7月18日生)</p> <p>[所有する当社株式数] 568株</p>	<p>1996年4月 当社入社 2015年3月 当社マーケティング統括部温水企画室長 2016年1月 (株)ハーマン代表取締役社長 2017年9月 当社経営企画室長 2018年1月 当社執行役員経営企画室長 2019年1月 当社執行役員経営企画部長 2020年10月 当社常務執行役員グローバル本部長 (現任) 2021年1月 Noritz USA Corporation Chairperson NORITZ AUSTRALIA PTY LTD Director 能率 (中国) 投資有限公司董事長 (現任) 能率香港有限公司董事長 (現任) Sakura (Cayman) Co., Ltd. 董事長 (現任) Sakura China Holdings(H.K.)Co., Ltd. 董事長 現在に至る</p>
新任		<p>【重要な兼職の状況】 能率 (中国) 投資有限公司董事長、能率香港有限公司董事長、Sakura (Cayman) Co., Ltd. 董事長、Sakura China Holdings(H.K.)Co., Ltd. 董事長</p> <p>【取締役候補者とした理由】 同氏は、子会社の代表取締役社長や当社の経営企画部長等を歴任し、2020年10月より当社のグローバル本部長として、その職責を果たしております。同氏が今後、グローバルにおける環境・社会課題への対応も含め、海外事業を統括する取締役として経営の意思決定に参画することが、当社の中長期的な企業価値向上に資すると判断し、取締役候補者いたしました。</p>

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当 (重要な兼職の状況)
6	<p>おの え ひろ かず 尾上 広和 (1948年3月19日生)</p> <p>[所有する当社株式数] 0株</p>	<p>1970年 9月 グローリー(株)入社 2000年 4月 同社自販機・遊技システム事業部長 2001年 6月 同社取締役 2004年 6月 同社常務取締役 2006年 6月 同社取締役常務執行役員 2009年 4月 同社経営戦略統括部長 2010年 6月 同社取締役執行役員副社長 2011年 4月 同社代表取締役社長 2019年 4月 同社代表取締役会長 (現任) 2021年 3月 当社社外取締役 現在に至る</p>
再任	<p>【重要な兼職の状況】 グローリー(株)代表取締役会長</p>	
社外	<p>【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】 同氏は、製造業およびグローバルに事業を展開する企業の経営者として豊富な経験と幅広い見識を有しており、かつ当社の独立社外役員選定基準を満たしております。また、2021年3月より当社社外取締役に就任し、当社の業務執行に対し独立した立場から監督および助言を行うという役割を果たしていただいております。今後も、デジタル・トランスフォーメーションやガバナンスの観点も含め、独立した立場から上記の役割を果たし、取締役として経営の意思決定に参画していただくことが、当社の中長期的な企業価値向上に資すると判断したため、社外取締役候補者となりました。</p>	
独立		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 尾上広和氏は、社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者が当社社外取締役に就任してからの年数について
尾上広和氏の当社社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
4. 当社は、尾上広和氏の間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、尾上広和氏の再任が承認された場合は、同氏の間で当該契約を継続する予定であります。
5. 社外取締役候補者の独立性について
尾上広和氏は、当社が株式を上場している(株)東京証券取引所の規則等に定める「独立役員」の候補者であります。
6. 「所有する当社株式数」については、2021年12月31日現在の所有株式数（ノーマル従業員持株会における持分を含む。）を記載しております。
7. 役員等賠償責任保険契約の締結について
当社は、優秀な人材確保、職務執行の萎縮防止のため、以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、2022年7月に同内容にて更新の予定であります。本議案でお諮りする取締役の各氏のうち再任の候補者については、すでに当該保険契約の被保険者となっており、選任後も引き続き被保険者となります。また、新任の候補者については、選任後被保険者となります。
【保険契約の内容の概要】
①被保険者の実質的な保険料負担割合
保険料は特約部分も含め全額当社の負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はございません。
②填補の対象となる保険事故の概要
被保険者である役員がその業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けることによって被る損害について填補します。ただし、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為の場合等一定の免責事由がございます。

■監査等委員会の意見

監査等委員会は、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の選任および報酬について、監査等委員3名全員が指名諮問委員会および報酬諮問委員会に出席し、確認いたしました。

監査等委員会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の選任手続は適切であり、各候補者の職務執行状況・経験・能力等を評価し、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）として適任と判断いたします。また、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬決定の手続は適正であり、報酬体系・報酬額の算出方法等から報酬等の内容は妥当であると判断いたします。

■取締役（監査等委員である取締役を含む。）のスキル・マトリックス

当社は、中期経営計画をはじめとする中長期の経営戦略を立案し、達成するためには、取締役会の実効性を確保し、事業戦略を推し進めながらも財務・非財務戦略の実行を促進、監督する必要があると考えております。

そのため、当社取締役会を構成する取締役の選任については、個々の知識・経験・能力を全体としてバランス良く備え、当社取締役会の適正人数を踏まえた上で可能な限り多様性を確保することを基本方針としております。

第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が承認可決された場合、各取締役が保有しているスキルおよび当社が各取締役に発揮を期待しているスキルは、以下のとおりとなります。

地位	氏名	性別		企業経営	戦略推進スキル				経営スキル				
		男性	女性		マーケティング/ 事業企画	ものづくり	IT/DX	グローバル	経営戦略	財務/会計	ESG・サステナビリティ		
											環境	社会	ガバナンス
代表取締役 社長	腹巻 知	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	
取締役 専務執行役員	廣澤 正峰	●		●	●	●	●	●	●	●			
取締役 専務執行役員	竹中 昌之	●		●			●	●	●	●	●	●	
取締役 常務執行役員	廣岡 一志	●			●	●		●		●	●		
取締役 常務執行役員	池田 英礼	●		●	●	●	●	●	●	●	●		
社外取締役	尾上 広和	●		●		●	●	●	●			●	
取締役 常勤監査等委員	綾部 剛	●		●	●		●		●			●	
社外取締役 監査等委員	正木 靖子		●								●	●	
社外取締役 監査等委員	谷 保廣	●					●		●		●	●	

- (注) 1. 各取締役のスキル評価は、経験上保有しているスキルおよび現在の役割に照らして発揮を期待しているスキルに●を入れております。
 2. 「企業経営」に●を入れている取締役は、戦略推進スキルおよび経営スキルに属するすべてのスキルについて保有または発揮を期待していますが、その中でも特に保有・期待していると評価されるスキルに●を入れております。
 3. 経営スキルの「社会」で求められるスキルは主に人権関連および人材育成・人材開発としております。「社会課題解決」の観点に基づくスキルについては、戦略推進スキルの「マーケティング/事業企画」および経営スキルの「経営戦略」で評価しております。

第4号議案

当社株式の大規模買付行為に関する対応方針 (買収防衛策)の継続の件

当社は、2019年2月13日に開催された取締役会において、「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)」の継続を決定し、また、同対応方針は、同年3月28日に開催された第69回定時株主総会において承認可決いただいております(以下、「本対応方針」といいます。)

その後、本対応方針は2020年3月26日および2021年3月30日の取締役会(いずれも定時株主総会の終結後、最初に開催された取締役会)においてその継続を決議しておりますが、その有効期限は「2022年に開催される当社定時株主総会后、最初に開催される取締役会の終了時点まで」となっております。

当社は、本対応方針の継続を決定した後も、社会・経済情勢の変化を踏まえ、本対応方針のあり方につき引き続き検討を重ねてまいりましたが、2022年2月14日開催の取締役会において、本対応方針を継続することを決定いたしました。

なお、本対応方針で引用する法令の規定は、2022年2月14日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の改正(法令名の変更や旧法令を承継する新法令の制定を含みます。)があり、それらが施行された場合には、本対応方針において引用する法令の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後のこれらの法令の各条項を実質的に承継する法令の各条項に、それぞれ読み替えられるものとします。

本議案は、本対応方針の重要性に鑑み、当社株主の皆様のご承認をお願いするものであります。本対応方針の内容は次のとおりです。

1. 当社事業とその社会的使命

当社は1951年3月、創業とともに「能率風呂」を世に送り出し、その後半世紀以上にわたり「お湯」をキーワードに生活設備機器を提供し続けてまいりました。

現在、当社および国内外の関係会社により構成される当社グループでは、温水機器、ビルトインコンロ、暖房・空調機器等の各製品・部品の製造・販売事業およびこれらに付帯する事業を行っております。

当社は創業以来、神戸市に本社を置き、また1962年には隣接する明石市に工場を完成させ、両市を中心とし地域に密着した企業としてその恩恵を受けるとともに地域の発展に貢献してまいりました。この間、当社はグループとして米国・中国等の海外への進出も含め事業領域を広げつつ、事業規模も拡大してまいりましたが、当社グループが製造・販売する生活設備機器は、今やライフラインの一端を担い、国民の皆様の生活基盤として重要な役割を果たすまでになっており、当社グループの社会的使命は大きく、公共性が高いものと自負しております。

さて、資本市場のグローバル化が進展する中、日本における企業買収も今後ますます増加するものと思われます。そのような中、他の製造業と同様、新たな基礎的技術を研究・開発し、これを商品化するまでには長い年月を要する当社においては、中長期的なビジョンに基づいた経営が当社株主の皆様全体の利益、同時に当社

商品・サービスの利用者である国民の皆様の利益にも繋がると考えております。

しかし、当社株式の大規模買付者が出現した場合、当社株主の皆様が当社の企業価値および具体的な買付提案の条件・方法等について十分に理解された上で、当該買付行為に応じるか否かの決定・判断を短期間のうちに適切に行うことは、極めて困難であると考えられます。

そこで、上述した事情を踏まえた上で、今後想定される「当社株式の大規模買付行為」について、大規模買付者に対してその目的や内容、買付対価の算定根拠等の十分な情報提供と十分な熟慮期間の確保を要請することにより、当社株主の皆様に必要な判断をしていただくための措置として、「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」を策定し維持することが必要であると考えます。

当社は、大規模買付行為の是非は当社株主の皆様判断に従うという考え方を基本に、当社の企業理念に立脚した開かれた経営を進めてまいります。以上のような取組みにより、当社は今後もさらなる株主重視の経営を推進し、企業価値の最大化を図ってまいります。

2. 大規模買付行為に対する基本的考え方

当社取締役会は、あらゆる大規模買付行為に対して否定的な見解を有するものではありません。しかし、大規模買付行為の中には、その目的等から見て企業価値および株主共同の利益を明確に毀損するもの、大規模買付行為に応じることを強要して株主に不利益を与えるおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主に対し大規模買付行為の内容や大規模買付者についての十分な情報を提供せず、株主による買付条件等の検討や対象会社の取締役会による検討・代替案の提案に要する十分な時間を提供しないもの等、必ずしも対象会社の企業価値、ひいては、株主共同の利益を確保し、向上させることにはならないと思われるものも存すると考えられます。そのような大規模買付行為に対しては、当社としてこのような事態が生ずることのないように、予め何らかの対応方法を講ずる必要があると考えます。もっとも、そのような大規模買付行為以外の大規模買付行為については、それを受け入れるべきか否かの最終的な判断は、当社取締役会ではなく当社株主の皆様委ねられるべきものと考えております。

このように、最終的な判断が当社株主の皆様委ねられるべき場合において、大規模買付行為に対して当社株主の皆様が適切な判断を行うためには、当社株主の皆様に必要な情報提供がなされ、かつ十分な熟慮期間が与えられる必要があります。このような観点から、本対応方針は、大規模買付者に対して、以下に述べるような情報提供を行った上で、当社株主の皆様のための熟慮期間が経過するまでは大規模買付行為を開始しないよう求めることを基本としております。

なお、当社株主の皆様がこのような判断を行うための十分な情報提供という観点から、大規模買付者自身の提供する情報に加え、それに対する当社取締役会の評価・検討に基づく意見や、場合によっては当社取締役会による新たな提案も、当社株主の皆様にとっては重要な判断材料になると考えます。これは、1. 「**当社事業とその社会的使命**」で述べた当社グループ事業の沿革および現状に鑑みれば、大規模買付者のみならず当社取締役会からも適切な情報提供がなされることが、当社株主の皆様が、当社の当面の事業運営ひいては長期的視点に立った経営に有形無形の影響を与え得る大規模買付行為の買付対価をはじめとした諸条件の妥当性等を判断する上で役立つものと考えられるからです。このような観点から、当社取締役会としては、当社株主の皆様により適切な判断をしていただけるよう、大規模買付者に対して大規模買付行為に関する情報提供を求め、か

かる情報提供がなされた後、当社取締役会においてこれを評価・検討し、当社取締役会としての意見を取りまとめて公表いたします。そして、当社取締役会が必要と判断した場合は、大規模買付者との交渉や当社株主の皆様への代替案の提示を行うこととします。

当社取締役会は、上記の基本的な考え方に立ち、大規模買付行為が、これを具体化した一定の合理的なルールに従って進められることが当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上に資すると考え、以下のとおり、当社株式の大規模買付行為に関するルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を設定し、大規模買付者に対して大規模買付ルールの遵守を求めます。

大規模買付者が、大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は当該ルール違反のみをもって、下記5.「**大規模買付ルールが遵守されなかった場合**」に定める対抗措置を講じることができるものといたします。上記の基本的な考え方に照らし、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しないこと自体が、当社株主の皆様が適切な判断をするために必要な情報と時間の確保に対する脅威であり、当社の企業価値および株主共同の利益を損なうものと考えられるからです。また、当該ルールを予め設定し透明性を図ることは、当該ルールを設定していない場合に比して、大規模買付者の予見可能性を確保し、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上に適うような大規模買付行為に対してまで萎縮的效果を及ぼし、これを制限してしまう事態を未然に防止できることにもなると考えております。

また、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、下記4.（2）「**大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合の取扱い**」に定めるように、当該大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合には、当社取締役会の判断で当社の企業価値および株主共同の利益を確保するために相当と認められる対抗措置を講じることがあります。

当該対抗措置により、結果的に大規模買付者を含む特定株主グループおよび特定株主グループに属する者になろうとする者に、経済的損害を含む何らかの不利益を発生させる可能性があります。

なお、現在当社は、買収の具体的な提案を受けてはおりません。

また、2021年12月31日現在の当社の大株主の状況は、別紙1記載のとおりです。

3. 大規模買付ルールの目的と概要

(1) 大規模買付ルールの目的

大規模買付ルールは、当社の経営に影響力を持ち得る規模の当社株式の買付行為について、当社の企業価値および株主共同の利益を確保するという観点から、当社株主の皆様に対して、このような買付行為を受け入れるかどうかの評価・検討に必要な大規模買付者からの情報、および当社取締役会による評価・検討に基づく意見を提供し、さらに場合によっては、当社株主の皆様が当社取締役会による代替案の提示を受ける機会を保障するとともに、当社株主の皆様に対して、熟慮に必要な時間を確保するものであり、これにより当社株主の皆様に必要な判断をしていただけるようにすることを目的としております。

(2) 大規模買付ルールの概要

大規模買付ルールとは、「大規模買付行為が実行される前に、大規模買付者から当社取締役会に対する十分な情報提供を要求し、それに基づき当社取締役会がその買付行為の評価・検討を行った上、それらを踏まえて当社株主の皆様が適切な判断を行うために必要な一定期間が経過して初めて、大規模買付行為を開始することを認める」というものです。

「大規模買付行為」とは、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株式の買付行為、特定株主グループの議決権割合が結果として20%以上となる当社株式の買付行為、議決権割合が20%以上となる特定株主グループの組成を目的とするもしくは結果として組成となるその他の行為または特定株主グループが関与しない行為により当該特定株主グループの議決権割合が20%以上となった場合において当該特定株主グループが議決権割合を1%以上増加させる行為（いずれも、当社取締役会がこれらに該当すると認めたものを含み、予め当社取締役会が同意したものを除きます。）をいい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。

注1：特定株主グループとは、当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含みます。）または買付け等（金融商品取引法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者とその共同保有者（金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）および特別関係者（金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注2：議決権割合の計算において分母となる総議決権数は、当社のその時点での発行済全株式から、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものに記載された数の保有自己株式を除いた株式に係る議決権数とします。

なお、前述のとおり、上記の類型に該当する行為であっても、予め当社取締役会が同意したものについては大規模買付行為には該当しませんが、(ア)当社取締役会による当該同意の前提となった事実関係に変動が生じたことにより、または(イ)当該事実が真実ではないことが当社取締役会により認識されたことにより、当社取締役会が当該同意を撤回した場合には、(ア)の場合には当該同意の撤回時点から、(イ)の場合には当初の買付行為等の時点から、当該買付行為等について、大規模買付行為に準じるものとして、大規模買付ルールが準用されることといたします。なお、当社取締役会が当該同意を撤回するにあたり、当社取締役会が必要と認めた場合には、特別委員会の助言を得ることができることとします。

大規模買付ルールの概要は以下のとおりです。

① 特別委員会の設置

当社は、大規模買付ルールに則った一連の手続きの進行に関する客観性および合理性を担保するため、ならびに大規模買付ルールが遵守された場合で当社の企業価値および株主共同の利益を確保するた

めに相当と考える方策を講じる場合において、当社取締役会の判断の客観性および合理性を担保するために、当社取締役会から独立した常設機関として特別委員会を設置しております。特別委員会の構成員数は3名以上5名以内とし、社外役員、弁護士、公認会計士、税理士、もしくは学識経験者、他社経営者、または投資銀行業務もしくは当社の業務領域に精通している者等の中から当社取締役会が選任いたします。また、現在の特別委員会は3名で構成されておりますが、2022年2月14日開催の取締役会において、本対応方針の継続について2022年3月30日開催予定の当社定時株主総会において株主の皆様からのご賛同をいただけることを条件に、現在の特別委員会の委員3名全員を再任することを決議いたしました。特別委員会の委員候補者（現在の特別委員会の委員）3名の略歴は、別紙2に記載のとおりです。

特別委員会は、具体的には以下の役割を担います。

(ア)下記③「**大規模買付情報の提供とその開示**」に関して、大規模買付者から提供される情報が十分であるか、不足しているかについて当社取締役会に対して勧告を行います。

(イ)下記4. (2)「**大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合の取扱い**」に関して、大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうと認められ、対抗措置を発動するか否かを当社取締役会が判断する際に、当社取締役会に対して、対抗措置を発動することの可否についての勧告を行います。

(ウ)下記5. 「**大規模買付ルールが遵守されなかった場合**」に関して、大規模買付行為が大規模買付ルールを遵守しない場合に該当するか否かを当社取締役会が判断する際に、当社取締役会に対して、対抗措置を発動することの可否についての勧告を行います。

(エ)下記7. (2)「**対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響等**」に関して、当社取締役会が対抗措置の発動の中止を検討するにあたって、当社取締役会から諮問がなされた場合には、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を維持することが相当でないか否かについての勧告を行います。

(オ)当社取締役会が、大規模買付行為に該当しないことについて予め行った同意を撤回するにあたり、当社取締役会が助言を求めた場合、その他当社取締役会が特別委員会の助言を求める場合には、当社取締役会に対して助言を与えます。

なお、特別委員会の判断が適切になされることを確保するために、特別委員会は、当社の費用で独立した第三者（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、税理士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。

また、特別委員会は定期的に委員会を開催し、当社の経営状況について当社取締役から報告を受けることとします。

② 大規模買付ルール遵守表明書の提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社宛に、大規模買付ルールに従う旨の誓約文言等を日本語で記載した表明書（以下、「大規模買付ルール遵守表明書」といいます。）を提出いただくこととします。大規模買付ルール遵守表明書には、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先および提案する大規模買付行為の概要を、日本語で明示の上、代表者の

記名押印および代表者の資格証明書を添付していただきます。

当社は、大規模買付者から大規模買付ルール遵守表明書の提出があった場合、当社取締役会が適切と認める事項について、適用ある法令および金融商品取引所規則等に従って直ちに開示します。

③ 大規模買付情報の提供とその開示

当社がこの大規模買付ルール遵守表明書を受領した後10営業日以内に、当社取締役会は、当社株主の皆様への判断および当社取締役会としての意見形成のために提供していただく情報（以下、「大規模買付情報」といいます。）のリスト（かかるリストは日本語によります。）を大規模買付者に交付し、速やかに当該リストに記載された情報を、日本語で提供していただくこととします。なお、特別委員会の助言を得て、提供していただいた情報だけでは大規模買付情報として不足していると当社取締役会が判断した場合、十分な大規模買付情報が揃うまで追加的に情報提供していただくことがあります。大規模買付情報の項目は、以下のとおりです。

- (ア)大規模買付者およびそのグループ（主要な株主または出資者および重要な子会社・関連会社を含み、ファンドの場合は主要な組合員、出資者（直接・間接を問いません。）その他の構成員ならびに業務執行組合員および投資に関する助言を継続的に行っている者を含みます。）の概要（具体的名称、資本構成、出資割合、財務内容、役員の氏名および略歴、事業内容ならびに当社事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
- (イ)大規模買付行為の目的、方法および内容（買付対価の価額・種類・内容、買付けの時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為完了後、当社が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨およびその理由、買付方法の適法性、買付実行の蓋然性ならびに過去の買収および買付行為の履歴等を含みます。）
- (ウ)大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡の有無および意思連絡が存する場合にはその内容
- (エ)買付対価の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報および買付け等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの額およびその算定根拠等を含みます。）
- (オ)買付資金の裏付け（当該資金の提供者（実質的提供者を含みます。なお、実質的提供の判断にあたっては直接または間接を問いません。）の具体的名称その他の概要、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- (カ)大規模買付行為完了後に意図する当社経営方針および事業計画（資金計画、投資計画、資本政策、配当政策および資産活用等）
- (キ)大規模買付行為完了後における当社の従業員、取引先、顧客、地域関係者、その他の当社利害関係者への対応方針等
- (ク)その他当社取締役会または特別委員会が合理的に必要と判断する情報

なお、当社取締役会は、当社取締役会に提供された大規模買付情報について、当社株主の皆様への判断のために必要であると認める場合には、適切と判断する時点で、当社株主の皆様に対して、その全部ま

たは一部を公表するものいたします。また、当社取締役会は大規模買付者から提供された情報を特別委員会に対して提供いたします。

また、当社取締役会は、大規模買付者につき大規模買付情報の提供が十分になされたと認めた場合、または、特別委員会が大規模買付情報につき十分に提供されたと判断してその旨を当社取締役会に対して勧告した場合、大規模買付情報の提供が十分になされたと判断される旨を大規模買付者に通知（以下、「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、速やかにその旨を開示いたします。

④ 取締役会評価期間および株主熟慮期間の設定ならびに大規模買付行為の不開始

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、情報提供完了通知を行った後、60日間（対価を円貨の現金のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）または90日間（左記以外の大規模買付行為の場合）を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、または代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として与えられるものとします（この期間には、特別委員会による大規模買付行為の評価期間を含みます。また、当社取締役会が、特別委員会の勧告について特別委員会に対し再考を促した場合は、それぞれ最大14日間延長できるものとします。）。取締役会評価期間中、当社取締役会は、外部専門家等の助言を受けることなどによって、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、取締役会としての意見を慎重に取りまとめ、取締役会評価期間終了後速やかに、対抗措置を発動するか否かの判断を行い、その結果を公表いたします。また、当社取締役会が必要と判断した場合には、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、取締役会として当社株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

取締役会評価期間満了後30日間は、大規模買付者から提供された情報およびこれをもとにした当社取締役会の意見や代替案等を考慮して、大規模買付者からの提案に応ずるか否か等について当社株主の皆様々に適切な判断をしていただくための株主熟慮期間とします。従って、当社株主の皆様々の判断に必要な時間確保の観点から、取締役会評価期間および株主熟慮期間が経過するまでの間は大規模買付行為を開始してはならないものとします。当該期間経過前に大規模買付行為が行われた場合には、そのことのみをもって対抗措置を講じることができるものとします。

なお、下記4.（4）「大規模買付行為の不開始」に記載の確認総会基準日の公告がなされた場合には、取締役会評価期間および株主熟慮期間に加えて、確認総会において対抗措置の発動を承認しないと株主の意思が確認されるまでの間も、大規模買付者は、大規模買付行為を開始してはならないものとします。

4. 大規模買付ルールが遵守された場合

（1）原則的な取扱い

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示したりするに留め、原則として、当該大規模買付行為に対する対抗措置を講じません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該買付提案および当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案

等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

(2) 大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合の取扱い

もっとも、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうと認められ、対抗措置を発動することが相当であると認められる場合には、当社取締役会は、適切と判断する時点において、当社の企業価値および株主共同の利益を確保するために下記6. 「対抗措置の具体的内容」に記載の相当と認められる対抗措置を講じることがあります。

具体的には、以下の①ないし⑥の類型に該当すると認められる場合には、原則として、大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合に該当するものと考えます。

なお、対抗措置は、当該大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上に反すると認められる場合に発動されるものであり、当該大規模買付行為が下記類型に形式的に該当することのみを理由として発動することを予定したものではありません。

- ① 真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を吊り上げて高値で株式を当社または当社関係者に引き取らせる目的で当社株式の買付けを行っているとは判断される場合（いわゆるグリーンメーラー）
- ② 当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させる目的で当社の株式の買付けを行っているとは判断される場合
- ③ 当社の経営を支配した後に、当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社の株式の買付けを行っているとは判断される場合
- ④ 当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株式を高値で売り抜ける目的で当社の株式の買付けを行っているとは判断される場合
- ⑤ 上記①から④のほか、大規模買付者が真摯に合理的な経営を目指すものではなく、大規模買付者による支配権取得が当社に回復しがたい損害をもたらすと判断される場合
- ⑥ 大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、強圧的二段階買取（最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式の買付けを行うことをいいます。）など、株主の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主に当社株式の売却を強要するおそれがあると判断される場合（但し、部分的公開買付けであることをもって当然にこれに該当するものではありません。）

当該大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうと認められるか否かの検討および判断にあたって、当社取締役会は、大規模買付者の提供する買付け後の経営方針等を含む情報に基づいて当該大規模買付者および大規模買付行為の具体的内容（目的、方法、対象、取得対価の種類・金額等）や当該大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益に与える影響を検討いたしますが、そ

の客観性および合理性を担保するため、当社取締役会が適切と判断する時点において、特別委員会に対し、当該大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうと認められるか、また対抗措置を発動することができるか否かにつき諮問することとします。特別委員会が対抗措置の発動を不可と勧告したときは、当社取締役会は、その勧告に原則として従い、対抗措置を発動しないものとします。ただし、当社取締役会が、特別委員会の勧告の前提となる事実認識に重要な齟齬があり、または、特別委員会の判断の根拠が不合理であると判断した場合は、当社取締役会は特別委員会に対し、一度に限り再考を促すことができるものとします。

特別委員会は、大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうとは認められないと判断し、一旦、対抗措置を発動することはできない旨の勧告を行った場合であっても、当該勧告の前提となった事実関係に変動が生じ、または当該事実が真実ではないことが特別委員会に認識されたなどの結果、当該大規模買付行為が上記①ないし⑥の種類のいずれかに該当し、当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうと認められると判断されるに至った場合には、当社取締役会に対して、対抗措置を発動することができる旨の勧告を改めて行うことができるものとします。

(3) 株主意思の確認手続き

当社取締役会は、当該大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうと認められ、対抗措置を発動することが相当であると認められる場合には、特別委員会に対して対抗措置の発動の可否に関して諮問することとし、(ア)特別委員会が、当該大規模買付行為は当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうと認められるとの勧告に至らない場合において、当社取締役会がこれと異なる判断を行おうとする場合、(イ)特別委員会が対抗措置を発動することが許容されると勧告した場合であって、取締役会がさらに株主の皆様の意思を確認することが適切と考える場合、または(ウ)その他当社取締役会が株主の皆様の意思を確認することが適切であると考え場合には、対抗措置の発動の賛否に関する株主意思の確認手続きとして、当該目的のために開催される株主総会（以下、「確認総会」といいます。）を開催できるものとします。確認総会は、定時株主総会と併せて開催される場合もあります。

なお、上記(2)に記載の対抗措置の発動の可否に関する取締役会による特別委員会への諮問は、その時期に制限はなく、取締役会評価期間や株主熟慮期間の前後・期間中を問わず、行うことができますので、上記(ア)ないし(ウ)の場合には、取締役会評価期間や株主熟慮期間の前後・期間中を問わず、株主意思の確認手続きが実施される可能性があります。

株主意思の確認手続きの実施を決定した場合、当社取締役会は当社定款に定める公告方法に従って、速やかに株主意思の確認手続きにおいて議決権を行使することのできる株主を確定するための基準日（以下、「確認総会基準日」といい、確認総会基準日は、当該公告の日から30日以内の日とします。）を設定し、確認総会基準日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、株主意思の確認手続きにおいて議決権を行使することのできる株主とします。

当社取締役会は、確認総会基準日から90日以内に確認総会を開催いたします。確認総会において、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、会社の提案する議案について、その議決権の過半数の賛成があった場合には、当社株主の皆様から当社取締役会に対し、相当と認められる対抗措置を講じるこ

とについてご承認いただけたものとします。

上記の他、確認総会の実施に係る具体的な手続きについては、当社取締役会が別途定めることといたします。

(4) 大規模買付行為の不開始

大規模買付者は、確認総会基準日の公告がなされた場合、確認総会において対抗措置の発動を承認しないとの株主の意思が確認されるまで、大規模買付行為を開始してはならないものとします。上記に反して大規模買付者が大規模買付行為を開始した場合、当社取締役会はそのことのみをもって対抗措置を発動させることができるものとします。

また、株主熟慮期間経過前に確認総会の実施に関する公告がなされた場合には、株主熟慮期間が経過し、かつ確認総会において対抗措置の発動を承認しないとの株主の意思が確認されるまでの間、大規模買付者は大規模買付行為を開始してはならないものとします。

5. 大規模買付ルールが遵守されなかった場合

大規模買付者によって大規模買付ルールが遵守されない場合には、当社取締役会は、当該ルール違反のみをもって、下記6.「対抗措置の具体的内容」に記載された相当と認められる対抗措置を講じ、大規模買付行為に対抗することがあります。なお、大規模買付行為に対抗するにあたり、当社取締役会が必要と認めた場合には、上記4.「大規模買付ルールが遵守された場合」に準じて、特別委員会へ諮問または株主総会を開催することができるものとします。

6. 対抗措置の具体的内容

当社が、当社株主総会または取締役会の決議を経て、本対応方針に基づき発動する対抗措置の内容は、別紙3に記載の新株予約権の無償割当てとします。また、当社株主総会がその決議により新株予約権の無償割当てを行う場合には別紙3記載の事項に必要な修正を加えた内容の新株予約権とすることができるものとします。

こうした対抗措置により、大規模買付者を含む特定株主グループおよび特定株主グループに属する者になろうとする者に、株式の経済的価値の希釈化など経済的損害、議決権割合の低下、議決権行使に関する不利益等を含む何らかの不利益を発生させる可能性があります。従って、大規模買付ルールは、これを無視して大規模買付行為を開始することのないように大規模買付者に対して予め注意を喚起するものでもあります。

また、当社は、公開買付制度を利用する大規模買付者に対し、不測の損害を被ることがないように、対抗措置が講じられた場合に公開買付けを撤回できるように処置する等、関係法令に従って予め所要の手当を講じておくように注意喚起をいたします。

7. 株主・投資家に与える影響等

(1) 大規模買付ルールの導入時に株主・投資家に与える影響等

大規模買付ルールの導入時においては、株主および投資家の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響等

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合、および大規模買付ルールを遵守した場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうと認められ、対抗措置を発動することが相当であると認められる場合には、当社取締役会は、当社の企業価値および当社株主共同の利益を確保することを目的として、対抗措置を講じることがありますが、当該対抗措置の仕組み上、当社株主の皆様（当該大規模買付者を除きます。）が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置を講じることを選定した場合には、法令および金融商品取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

なお、対抗措置を発動する手続きを開始した後に対抗措置を発動することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は特別委員会の勧告を最大限尊重し、かつ適宜必要に応じて外部専門家等の助言を得た上で、対抗措置の発動を維持することの是非について検討し、対抗措置の発動を維持することが相当でないと判断した場合には対抗措置の発動を中止することがあります。具体的には、新株予約権の無償割当てを中止し、または割り当てた新株予約権の全部を無償取得することがあります。その場合には、当社株式の価値の希釈化は生じませんので、当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして当社株式の売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

なお、対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合についての当社株主の皆様に関わる手続きについては、次のとおりとなります。

(3) 新株予約権無償割当てに伴って株主に必要となる手続き

新株予約権の無償割当てについては、当社株主の皆様において必要となる手続きは特にありません。但し、新株予約権の無償割当てを受けるためには、別途当社取締役会が決定し公告する新株予約権無償割当ての基準日における最終の株主名簿に記載または記録される必要があります。また、新株予約権の行使については、新株を取得するために所定の期間内に所定の金額の払込をしていただく必要があります。手続きの詳細については、実際に新株予約権を無償割当てすることになった際に、法令に基づき別途お知らせいたします。

① 新株予約権行使の手続き

当社は、新株予約権無償割当ての基準日における最終の株主名簿に記載または記録された株主の皆様（但し、例外事由該当者（別紙3の9. に定義する者をいいます。以下同じです。）を除きます。）に対し、原則として新株予約権の行使請求書（行使に係る新株予約権の内容および数、新株予約権を行使する期間、当社株式の記録を行うための振替口座等の必要事項、ならびに株主の皆様ご自身が例外事由該当者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるもの）とします。）その他新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。

また、新株予約権の無償割当て後、株主の皆様においては、当社普通株式を取得するために、所定の期間内に所定の金額の払込をしていただく必要があります。

なお、社債、株式等の振替に関する法律の規定により、新株予約権を行使する場合には、行使の結果交付される当社普通株式の記録を行うための振替口座として、特別口座以外の口座をお知らせいただく

必要がありますので、株主の皆様が新株予約権を行使する際には、予め証券口座等の振替口座が開設されている必要がある点にご留意ください。

上記の他、新株予約権行使の手続きの詳細については、実際に新株予約権を無償割当てすることになった際に、法令に基づき別途お知らせいたします。

② 当社による新株予約権の取得の手続き

当社は、当社取締役会が新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続きに従い、当社取締役会が別途定める日をもって、新株予約権を取得いたします。

また、新株予約権の取得と引換えに当社普通株式を株主の皆様へ交付するときは、速やかにこれを交付いたします。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、例外事由該当者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。また、新株予約権の取得の対価として交付される当社普通株式の記録を行うための振替口座の情報をご提供いただくことがあります。

上記の他、新株予約権取得の手続きの詳細については、実際に新株予約権を無償割当てすることになった際に、法令に基づき別途お知らせいたします。

8. 本対応方針の有効期間ならびに継続、廃止および変更

本対応方針については、2022年3月30日開催予定の当社定時株主総会において議案としてお諮りした上で、株主の皆様からのご賛同をいただくことを予定しておりますが、出席株主の皆様の過半数のご賛同を得られなかった場合には、本対応方針の効力は発生しません。

株主の皆様からご賛同をいただいた場合、本対応方針の有効期間は、2025年に開催される当社定時株主総会後、最初に開催される取締役会の終了時点までとします。但し、かかる有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会または当社の取締役会において本対応方針を廃止する旨の議案が承認された場合は、本対応方針はその時点で廃止されるものとし、②当社の株主総会において本対応方針を変更する旨の決議がなされた場合、本対応方針はその時点で変更されるものとし、③当社の株主総会において本対応方針を廃止する旨の決議がなされた場合は、本対応方針はその時点で廃止されるものとし、④当社の株主総会において本対応方針を変更する旨の決議がなされた場合は、本対応方針はその時点で変更されるものとし、⑤当社の株主総会において本対応方針を廃止する旨の決議がなされた場合は、本対応方針はその時点で廃止されるものとし、⑥当社の株主総会において本対応方針を変更する旨の決議がなされた場合は、本対応方針はその時点で変更されるものとし、⑦当社の株主総会において本対応方針を廃止する旨の決議がなされた場合は、本対応方針はその時点で廃止されるものとし、⑧当社の株主総会において本対応方針を変更する旨の決議がなされた場合は、本対応方針はその時点で変更されるものとし、⑨当社の株主総会において本対応方針を廃止する旨の決議がなされた場合は、本対応方針はその時点で廃止されるものとし、⑩当社の株主総会において本対応方針を変更する旨の決議がなされた場合は、本対応方針はその時点で変更されるものとし、⑪当社の株主総会において本対応方針を廃止する旨の決議がなされた場合は、本対応方針はその時点で廃止されるものとし、⑫当社の株主総会において本対応方針を変更する旨の決議がなされた場合は、本対応方針はその時点で変更されるものとし、⑬当社の株主総会において本対応方針を廃止する旨の決議がなされた場合は、本対応方針はその時点で廃止されるものとし、⑭当社の株主総会において本対応方針を変更する旨の決議がなされた場合は、本対応方針はその時点で変更されるものとし、⑮当社の株主総会において本対応方針を廃止する旨の決議がなされた場合は、本対応方針はその時点で廃止されるものとし、⑯当社の株主総会において本対応方針を変更する旨の決議がなされた場合は、本対応方針はその時点で変更されるものとし、⑰当社の株主総会において本対応方針を廃止する旨の決議がなされた場合は、本対応方針はその時点で廃止されるものとし、⑱当社の株主総会において本対応方針を変更する旨の決議がなされた場合は、本対応方針はその時点で変更されるものとし、⑲当社の株主総会において本対応方針を廃止する旨の決議がなされた場合は、本対応方針はその時点で廃止されるものとし、⑳当社の株主総会において本対応方針を変更する旨の決議がなされた場合は、本対応方針はその時点で変更されるものとし、㉑当社の株主総会において本対応方針を廃止する旨の決議がなされた場合は、本対応方針はその時点で廃止されるものとし、㉒当社の株主総会において本対応方針を変更する旨の決議がなされた場合は、本対応方針はその時点で変更されるものとし、㉓当社の株主総会において本対応方針を廃止する旨の決議がなされた場合は、本対応方針はその時点で廃止されるものとし、㉔当社の株主総会において本対応方針を変更する旨の決議がなされた場合は、本対応方針はその時点で変更されるものとし、㉕当社の株主総会において本対応方針を廃止する旨の決議がなされた場合は、本対応方針はその時点で廃止されるものとし、㉖当社の株主総会において本対応方針を変更する旨の決議がなされた場合は、本対応方針はその時点で変更されるものとし、㉗当社の株主総会において本対応方針を廃止する旨の決議がなされた場合は、本対応方針はその時点で廃止されるものとし、㉘当社の株主総会において本対応方針を変更する旨の決議がなされた場合は、本対応方針はその時点で変更されるものとし、㉙当社の株主総会において本対応方針を廃止する旨の決議がなされた場合は、本対応方針はその時点で廃止されるものとし、㉚当社の株主総会において本対応方針を変更する旨の決議がなされた場合は、本対応方針はその時点で変更されるものとし、㉛当社の株主総会において本対応方針を廃止する旨の決議がなされた場合は、本対応方針はその時点で廃止されるものとし、㉜当社の株主総会において本対応方針を変更する旨の決議がなされた場合は、本対応方針はその時点で変更されるものとし、㉝当社の株主総会において本対応方針を廃止する旨の決議がなされた場合は、本対応方針はその時点で廃止されるものとし、㉞当社の株主総会において本対応方針を変更する旨の決議がなされた場合は、本対応方針はその時点で変更されるものとし、㉟当社の株主総会において本対応方針を廃止する旨の決議がなされた場合は、本対応方針はその時点で廃止されるものとし、㊱当社の株主総会において本対応方針を変更する旨の決議がなされた場合は、本対応方針はその時点で変更されるものとし、㊲当社の株主総会において本対応方針を廃止する旨の決議がなされた場合は、本対応方針はその時点で廃止されるものとし、㊳当社の株主総会において本対応方針を変更する旨の決議がなされた場合は、本対応方針はその時点で変更されるものとし、㊴当社の株主総会において本対応方針を廃止する旨の決議がなされた場合は、本対応方針はその時点で廃止されるものとし、㊵当社の株主総会において本対応方針を変更する旨の決議がなされた場合は、本対応方針はその時点で変更されるものとし、㊶当社の株主総会において本対応方針を廃止する旨の決議がなされた場合は、本対応方針はその時点で廃止されるものとし、㊷当社の株主総会において本対応方針を変更する旨の決議がなされた場合は、本対応方針はその時点で変更されるものとし、㊸当社の株主総会において本対応方針を廃止する旨の決議がなされた場合は、本対応方針はその時点で廃止されるものとし、㊹当社の株主総会において本対応方針を変更する旨の決議がなされた場合は、本対応方針はその時点で変更されるものとし、㊺当社の株主総会において本対応方針を廃止する旨の決議がなされた場合は、本対応方針はその時点で廃止されるものとし、㊻当社の株主総会において本対応方針を変更する旨の決議がなされた場合は、本対応方針はその時点で変更されるものとし、㊼当社の株主総会において本対応方針を廃止する旨の決議がなされた場合は、本対応方針はその時点で廃止されるものとし、㊽当社の株主総会において本対応方針を変更する旨の決議がなされた場合は、本対応方針はその時点で変更されるものとし、㊾当社の株主総会において本対応方針を廃止する旨の決議がなされた場合は、本対応方針はその時点で廃止されるものとし、㊿当社の株主総会において本対応方針を変更する旨の決議がなされた場合は、本対応方針はその時点で変更されるものとし、㊿当社の株主総会において本対応方針を廃止する旨の決議がなされた場合は、本対応方針はその時点で廃止されるものとし、㊿当社の株主総会において本対応方針を変更する旨の決議がなされた場合は、本対応方針はその時点で変更されるものとし、

また、本対応方針については、本年以降、当社定時株主総会の終結後最初に開催される当社取締役会において、その継続、廃止または変更の是非につき検討・討議を行います。

従って、本対応方針は、当社株主の皆様のご意向に従って随時これを廃止または変更させることが可能です。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法その他本対応方針に関連する法令もしくは金融商品取引所の規程の新設・改廃が行われ、かかる新設・改廃を本対応方針に反映させることが適切である場合、または誤字脱字等の理由により字句の修正を行うことが適切である場合には、本対応方針の形式的もしくは技術的な修正または変更を行うことができます。

本対応方針の廃止、変更等が決議された場合には、当社は、当社取締役会または特別委員会が適切と認める事項について、適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って、速やかに当社株主の皆様に対して開示いたします。

9. 本対応方針の合理性

本対応方針は、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意の原則、③必要性・相当性確保の原則）を以下のとおり充足しており、高度な合理性を有しております。

また、本対応方針は、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の趣旨も踏まえた内容となっております。

① 当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本対応方針は、大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断するために必要な情報や時間、あるいは当社取締役会による代替案の提示を受ける機会を確保すること等を可能にするものであり、当社企業価値および株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されるものです。

② 株主の合理的意思に依拠したものであること

当社は、2022年3月30日開催予定の当社定時株主総会において、本対応方針を議案としてお諮りして株主の皆様のご意思を確認させていただき、株主の皆様のご賛同が得られなかった場合には、本対応方針の効力は発生しません。そのため、本対応方針の消長および内容は、当社株主の皆様のご意思に依拠したものととなっております。

また、**4.（3）「株主意の確認手続き」**のとおり、株主意の確認手続きを実施する場合には、對抗措置の発動に対する当社株主の皆様のご意思に依拠することになります。

③ 独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、本対応方針の運用に関し、對抗措置発動等の運用に際して、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために実質的な判断を客観的に行う諮問機関として、特別委員会を設置しております。

また、特別委員会の委員は3名以上5名以内とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立し、当社および当社の経営陣との間に特別の利害関係を有していない社外役員、弁護士、公認会計士、税理士、もしくは学識経験者、他社経営者、または投資銀行業務もしくは当社の業務領域に精通している者等の中から当社取締役会が選任いたします。

④ 合理的な客観的発動要件の設定

本対応方針は、上記**4.（2）「大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合の取扱い」**記載のとおり、予め定められた合理的かつ詳細な客観的発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

⑤ 取締役の恣意的判断防止のための措置

本対応方針は、上記**3.（2）①「特別委員会の設置」**記載のとおり、当社取締役会は、對抗措置の発動の可否について、判断の公正さを担保された特別委員会の勧告に従うように設定されており、または**4.（3）「株主意の確認手続き」**記載の確認総会によって對抗措置の発動に対して株主の皆様のご意思

を直接反映することにより、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための厳格な仕組みを確保しているものといえます。

⑥ デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記 8. 「本対応方針の有効期間ならびに継続、廃止および変更」に記載のとおり、本対応方針は当社の株主総会または株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされておりますので、いわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期を1年としているため、本対応方針はスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

以上

別紙1

当社大株主の状況（2021年12月31日現在）

順位	株主名	持株数（株）	議決権比率（%）
1	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	4,859,100	10.57
2	第一生命保険株式会社	2,303,100	5.01
3	株式会社三井住友銀行	2,199,695	4.78
4	ノーリツ取引先持株会	1,976,209	4.30
5	株式会社長府製作所	1,520,000	3.30
6	ノーリツ得意先持株会	1,342,500	2.92
7	株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,170,000	2.54
8	ノーリツ従業員持株会	1,148,915	2.50
9	日本電気硝子株式会社	1,119,300	2.43
10	TOTO株式会社	1,100,300	2.39

- (注) 1. 大株主上位10名を記載しております。
 2. 当社は自己株式4,798,597株を保有しておりますが、上記の表には記載しておりません。
 3. 議決権比率は、自己株式4,798,597株を控除して計算しております。

以上

特別委員会委員候補者の氏名および略歴

《委員》

正木 靖子（まさき やすこ）

- 【略歴】 1982年 4月 弁護士登録（神戸弁護士会（現兵庫県弁護士会））
下山法律事務所入所
- 1991年 5月 同法律事務所を下山・正木法律事務所と改称
下山・正木法律事務所共同代表
- 2004年 4月 関西学院大学大学院司法研究科教授
- 2008年 1月 (株)ハイレックスコーポレーション社外取締役（現任）
- 2008年 4月 兵庫県弁護士会会長
- 2011年 4月 日本司法支援センター（法テラス）兵庫地方事務所所長
- 2013年 4月 近畿弁護士会連合会理事長
- 2014年 6月 生活協同組合コープこうべ員外監事（現任）
- 2018年 3月 当社社外監査役
- 2018年 4月 日本弁護士連合会副会長
- 2019年 3月 当社社外取締役 監査等委員（現任）
- 2020年 7月 下山・正木法律事務所代表
現在に至る

※正木靖子氏は、当社の社外取締役 監査等委員です。

尾上 広和（おのえ ひろかず）

- 【略歴】 1970年 9月 グローリー(株)入社
- 2000年 4月 同社自販機・遊技システム事業部長
- 2001年 6月 同社取締役
- 2004年 6月 同社常務取締役
- 2006年 6月 同社取締役常務執行役員
- 2009年 4月 同社経営戦略統括部長
- 2010年 6月 同社取締役執行役員副社長
- 2011年 4月 同社代表取締役社長
- 2019年 4月 同社代表取締役会長（現任）
- 2021年 3月 当社社外取締役
現在に至る

※尾上広和氏は、当社の社外取締役です。

谷 保廣 (たに やすひろ)

- 【略歴】 1981年10月 監査法人朝日会計社 (現有限責任 あずさ監査法人) 入社
1985年 4 月 公認会計士登録
1986年 4 月 公認会計士 谷会計事務所代表 (現任)
2003年 5 月 税理士登録
2004年 9 月 北京中央財經大学院客員教授
2006年 4 月 学校法人グロービス経営大学院教授 (現任)
2018年 6 月 ワールド・モード・ホールディングス(株)社外監査役
2020年 6 月 ロート製薬(株)社外監査役 (現任)
2021年 3 月 当社社外取締役 監査等委員
現在に至る
- ※谷保廣氏は、当社の社外取締役 監査等委員です。

以 上

別紙 3

新株予約権の概要

1. 新株予約権の割当方法 (新株予約権無償割当て)

会社法第278条および第279条の規定による新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会決議 (以下、「新株予約権無償割当て決議」という。) において定める割当ての基準日における最終の株主名簿に記載または記録された株主に対し、その保有株式 (但し、同時点において当社の有する当社株式の数を除く。) 1株につき新株予約権 1個の割合で、新株予約権を無償で割り当てる。

2. 新株予約権の発行総数

新株予約権の発行総数は、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める数とする。なお、当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことがある。

3. 新株予約権無償割当ての効力発生日

新株予約権無償割当ての効力発生日は、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とする。

4. 新株予約権の目的となる株式の種類

新株予約権の目的となる株式の種類は、当社普通株式とする。

5. 新株予約権の目的となる株式の総数

- (1) 新株予約権1個あたりの新株予約権の目的となる株式の数（以下、「対象株式数」という。）は、新株予約権無償割当て決議において取締役会が別途定める数とする。
- (2) 新株予約権の目的となる株式の総数は、当社定款に規定される発行可能株式総数から新株予約権無償割当て決議時点における発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を除く。）を控除した数を上限とする。

6. 新株予約権の行使に際して払込をなすべき額

各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、払込をなすべき額は新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める1円以上の額とする。

7. 権利行使期間

新株予約権の行使期間については、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める期間とする。

8. 譲渡制限

新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要する。

9. 行使条件

特定株主グループ（議決権割合が20%以上のものに限る。以下、同じ。）に属する者または特定株主グループに属する者になろうとする者（但し、当社の株券等を取得または保有することが当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上に反しないと当社取締役会が認めた者を除く。以下、「例外事由該当者」という。）ではないこと等を行使の条件として定める。詳細については、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めるものとする。

10. 取得条項

- (1) 当社は、大規模買付者による大規模買付ルールの違反その他の一定の事由が生じることまたは取締役会が別途定める日が到来することのいずれかを条件として、当社取締役会の決議に従い、新株予約権の全部または例外事由該当者以外の者が所有する新株予約権のみを取得することができる旨の取得条項を付すことができるものとする。詳細については、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めるものとする。
- (2) 前項における取得の対価は、原則として、例外事由該当者以外の者が所有する新株予約権の取得については、当該新株予約権1個につき対象株式数と同数の当社普通株式とする。

11. 無償取得

当社取締役会が、対抗措置の発動を維持することが相当でないと判断した場合、その他新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は新株予約権の全部を無償にて取得することができる。

12. その他

当社は新株予約権の発行に関して発行登録をするものとする。発行登録の詳細については、当社取締役会が別途定めるものとする。

以 上

招集ご通知

株主総会
参考書類

事業報告

連結計算書類
・
計算書類

監査報告書

第5号議案 第三者割当による自己株式処分の件

1. 財団の設立とその目的

当社は、2022年2月14日開催の取締役会において、（仮称）一般財団法人ノーリツ財団（以下、「本財団」という。）を設立することを決議いたしました。

当社は、「お風呂は人を幸せにする」という想いのもと設立され、「新しい幸せを、わかすこと。」をグループミッションに掲げています。本財団は、この創業の原点とグループミッションのもと、暮らしの領域で「お湯のある幸せ」と「人と地球の新しい幸せ」を“わかす”ことを目的として設立いたします。健康福祉活動を行う団体・個人に対する支援、および先行技術への研究開発に対する助成を通じ、人と地球の未来をつなぎ、社会全体のウェルビーイング向上への貢献を目指します。

当社はこれまでも社会貢献活動として、震災復興地域へのシャワーブースの提供など事業に密接した活動や、芸術文化振興への寄付・地域清掃・新型コロナウイルス関連基金への募金などの地域社会と連携した様々な支援活動を行い、社会課題の解決に向けて貢献してまいりました。これらの活動に加え本財団が目的に沿った活動を継続して行うことで、創業の原点である「お風呂」や「お湯」が生み出す幸せの価値が増幅し、また、グループミッション「新しい幸せを、わかすこと。」の実現、さらにはSDGsの達成に貢献できるため、当社の持続的成長と企業価値向上に資すると考えております。

2. 自己株式の処分について

本財団が行う活動の原資の一部を当社株式の配当により安定的に確保し、本財団の長期的かつ安定的な活動に寄与すべく、当社は本財団に対して第三者割当の方法により特に有利な払込金額（1株につき1円）で自己株式を処分したいと存じます。

3. 処分条件等の合理性

本自己株式の処分は本財団の活動原資を拠出することを目的としたものであり、調達する資金も本財団の設立準備費用に充当することを予定しております。このため、1株につき1円という処分価額は、合理的と考えております。また、本財団が、社会福祉支援活動・研究開発など複数の助成・支援を継続的かつ安定的に実施していくための活動原資が確保されることを勘案いたしますと、処分数量の規模は合理的であるとと考えております。加えて、本財団への拠出においては、当面は本自己株式の処分による株式が、株式市場へ流通することは考えられないため、本自己株式の処分による流通市場への影響は軽微であると考えます。

本自己株式の処分に係る株式数は、1,000,000株（議決権個数10,000個）であり、これは2021年12月31日時点の当社発行済株式総数50,797,651株に対して1.97%（総議決権数459,560個に対して2.18%）に相当いたします。これにより株式の希薄化が懸念されますが、当社は、本議案が株主の皆様の承認を得ることを条件として、2022年3月31日から2022年12月31日までの期間に、1,100,000株を上限とする自己株式の取得を行う予定としております。したがって、実質の株式の希薄化は回避または合理的な範囲に緩和できるものと考えております。

なお、本自己株式の処分により本財団が保有することとなる当社株式の議決権の取扱いについては、今後本財団の活動原資となる安定配当を確保する観点に基づき議決権行使基準を作成し、長期的な企業価値の向

上を重視して当社に対して行使することが前提となりますので、恣意的な議決権行使は避けられるものと判断しております。

つきましては、上記の趣旨と目的のため、1株につき1円という払込金額は合理的であると考えており、会社法第199条および第200条の規定に基づき、第三者割当による自己株式の処分に関し、募集事項の決定および未確定事項の決定を当社取締役会に委任することのご承認をお願いするものであります。

(1) 処分する自己株式の内容

①処分株式数	普通株式 1,000,000株
②処分価格	1株につき1円
③資金調達額	1,000,000円
④処分方法	第三者割当による処分
⑤処分先	(仮称) 一般財団法人ノーリツ財団
⑥処分期日	2022年6月(予定)
⑦決定の委任	上記に定めるもののほか、本件自己株式処分に係る事項の決定は、当社取締役会に委任いたします。

(2) 財団の概要

①名称	(仮称) 一般財団法人ノーリツ財団 *正式名称は社内公募にて決定を行う予定です。	
②所在地	神戸市中央区江戸町93番地	
③理事長	國井 総一郎	
④活動内容	暮らしを支える「お風呂」「環境」「健康・福祉」などの分野で“幸せをわかす”研究・活動に対しての助成支援	
⑤活動原資	年間約45百万円～50百万円 設立時に当社から5百万円の寄付を行う予定であり、これに(1)の自己株式の処分により割り当てられる当社株式の配当を加えて活動原資といたします。	
⑥設立年月日	2022年5月(予定)	
⑦当社との関係	資本関係	当社は本財団の基本財産の出捐企業となります。
	人的関係	当社の代表取締役1名が評議員を兼務する予定です。
	取引関係	当社から本財団に対して財団設立時に5百万円の寄付を行う予定です。

以上

(参考資料)

■取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者の選定手続

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者の選定については、知識・経験・能力をバランス良く備え、当社取締役会の人数規模を考慮した上で可能な限りの多様性を確保することを念頭に置きつつ、以下の選定基準を踏まえた評価、および指名諮問委員会における当該評価結果の審議を行った上で、取締役会において決定しております。

■取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者の選定基準

【人物像】

サクセッションプランに定める人材要件を満たし、自社の社会的使命を踏まえ、取締役としての責務を果たすための必要な能力を発揮し、経営・事業を適切に方向付ける人物。

【4つの基本要件】

- ・倫理観：社会的責任、ブランドの観点で持続・革新発想を持つ。
- ・対話力：変革の意味・意義を語り合い、全社一丸に貢献する。
- ・構想力：経営的な視野での実行条件を率先して整える。
- ・突破力：適切な方向への抵抗要因を打破し全社を前進させる。

■独立社外役員選定基準

当社は、当社の社外役員および社外役員候補者が当社の一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断される場合に、当該社外役員または当該社外役員候補者が当社からの独立性を有しているものと判断し、当社の一般株主と利益相反の生じるおそれがないとは、次の各項目の要件の全てに当てはまらないと判断される場合をいいます。

1. 当社および関係会社との関係
 - (1) 当社および関係会社（以下まとめて「ノーリツグループ」という。）の現在の業務執行取締役または執行役員、支配人その他の使用人（以下まとめて「業務執行取締役等」という。）である者。
 - (2) 独立社外役員就任前の10年間に於いて、ノーリツグループの業務執行取締役等であった者。但し、その就任前の10年間のいずれかの時に於いて当社の業務執行取締役でない取締役（以下「非業務執行取締役」という。）、監査役または会計監査人であったことがある者にあつては、それらの役職への就任前の10年間に於いて、当社の業務執行取締役等であった者。
2. 株主との関係
 - (1) 当社の現在の議決権所有割合10%以上の株主（以下「主要株主」という。）、または主要株主が法人である場合には、当該主要株主またはその親会社もしくは子会社の取締役、監査役、会計監査人、会計参与、執行役、理事、執行役員または支配人その他の使用人である者。
 - (2) 直近5年間に於いて、当社の現在の主要株主またはその親会社もしくは子会社の取締役、監査役、会計監査人、会計参与、執行役、理事、執行役員または支配人その他の使用人であった者。
3. 経済的利害関係
 - (1) 当社が現在主要株主である会社の取締役、監査役、会計監査人、会計参与、執行役、執行役員または支配人その他の使用人である者。

- (2) ノーリツグループから直近3事業年度の平均で1,000万円または当該組織の平均年間総費用の30%のいずれか大きい額を超える寄付または助成を受けている組織、その他の業務執行者。
- (3) ノーリツグループから取締役を受け入れている会社またはその親会社もしくは子会社の取締役、監査役、会計監査人、会計参与、執行役、執行役員またはその支配人その他の使用人であった者。
4. 取引先企業および得意先企業との関係
- (1) ノーリツグループから直近4事業年度のいずれかにおいて、年間連結総売上高の2%以上の支払を受けた者またはその親会社もしくは子会社の取締役、監査役、会計監査人、会計参与、執行役、執行役員または支配人その他の使用人であった者。
- (2) ノーリツグループに対し、直近4事業年度のいずれかにおいて、当社の年間連結総売上高の2%以上の支払を行った者、またはその親会社もしくは子会社の取締役、監査役、会計監査人、会計参与、執行役、執行役員または支配人その他の使用人であった者。
5. 債権者との関係
- (1) 当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他大口債権者（以下「大口債権者等」という。）、またはその親会社もしくは子会社の取締役、監査役、会計監査人、会計参与、執行役、執行役員または支配人その他の使用人である者。
- (2) 直近3年間に於いて大口債権者等、またはその親会社もしくは子会社の取締役、監査役、会計監査人、会計参与、執行役、執行役員または支配人その他の使用人であった者。
6. 専門的サービス提供者との関係
- (1) ノーリツグループの会計監査人である公認会計士または監査法人の社員、パートナーまたは従業員である者。
- (2) 直近3年間に於いて、ノーリツグループの会計監査人である公認会計士または監査法人の社員、パートナーまたは従業員であって、ノーリツグループの監査業務を担当していた者。
- (3) 上記(1)または(2)に該当しない弁護士、公認会計士または税理士その他コンサルタントであって、役員報酬以外に、ノーリツグループから、直近3年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている者。
- (4) 上記(1)または(2)に該当しない弁護士法人、法律事務所、監査法人、税理士法人またはコンサルティングファームその他の専門的アドバイザリー・ファームであって、ノーリツグループから直近3年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を受けている者の社員、パートナー、アソシエイトまたは従業員である者。
7. 在任期間
当社において現在独立社外役員の取締役の地位にあり、かつ通算の在任期間が8年を超える者。
8. 近親者
上記1. ないし7. までの各号に定めた者の配偶者または三親等内の親族もしくは同居の親族。
9. その他
上記1. ないし8. までの各号に該当しない場合でも、その他の事由で恒常的に実質的な利益相反関係が生じるおそれのある者。

以上

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染拡大に伴う長期間にわたる緊急事態宣言およびまん延防止等重点措置により、事業活動の停滞や雇用情勢悪化など情勢の先行きは予断を許さない状況が続きました。また、海外においても、中国や欧米を中心に経済活動が回復しつつあるものの、東南アジアでは感染が再拡大し、ロックダウンが発生するなど、依然として不確実な状況が継続しました。

このような状況のもと、当社グループは新型コロナウイルス感染症拡大による経済活動の制約に対処しつつ、新たな中期経営計画「Vプラン23」を開始しました。この3年間で「飛躍のための地盤固め」のフェーズと位置付け、国内事業は高収益体質への進化、海外事業は持続的成長を目指しました。

この結果、当連結会計年度の売上高は1,781億42百万円（前年同期比3.1%減）、営業利益は25億円（同47.5%減）、経常利益は39億76百万円（同32.9%減）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、投資有価証券売却益および固定資産売却益を計上し、54億79百万円（前年同期は30億13百万円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

新中期経営計画「Vプラン23」の初年度となる当連結会計年度は、9月以降コロナ禍による海外からの部品調達難が発生したため、5月に上方修正した計画を達成するに至りませんでした。しかしながら、「Vプラン23」で掲げた取組みは、第3四半期連結累計期間に成果として顕在化しており、当連結会計年度に課題となったサプライチェーンの再構築を確実に進める事で「Vプラン23」達成につなげてまいります。

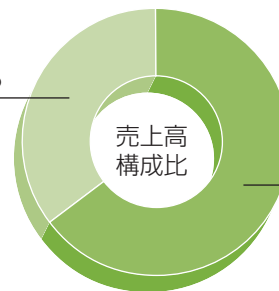
売上高 1,781億円 前年同期比 3.1%減

営業利益 25億円 前年同期比 47.5%減

経常利益 39億円 前年同期比 32.9%減

親会社株主に帰属する当期純利益 54億円 前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失 30億円

海外事業
35.2%



国内事業
64.8%

売上高
構成比

国内事業

売上高 **1,153億82百万円**

前年同期比
13.5%減

営業損失 **1億83百万円**

前年同期は
43億85百万円
の利益

当連結会計年度の国内事業セグメントは、売上高が1,153億82百万円（前年同期比13.5%減）、セグメント損失が1億83百万円（前年同期は43億85百万円のセグメント利益）となりました。

温水空調分野では、高付加価値商品の拡販を重点課題とし、「見まもり」「キレイ」機能を備えた主力商品「GT-C62シリーズ」を、またガス温水暖房付きふろ給湯器におきましては、浴室暖房乾燥機との連動によって「見まもり」機能をさらに強化した「GTH-C61シリーズ」を中心に高効率ガス給湯器「エコジョーズ」の販売を促進しました。特に、衛生ニーズの高まりを背景に、「除菌」機能を搭載したハイエンドタイプ「プレミアムモデル」の販売を大きく伸ばしました。

厨房分野も同様に、中級グレードの「ピアット」と、自動でグリル調理が可能なマルチグリルに燻製や低温調理の機能を追加し、専用のスマートフォンアプリとの連携が可能となった高級グレードの新製品「プログレシリーズ」の販売に注力しました。また、レンジフードとのセット提案により、ガスビルトインコンロの拡販に努めました。

温水空調分野を中心に、高付加価値商品の販売構成比を高め、商品MIXによる収益改善を推進したことにより、第2四半期までは好調に推移しましたが、第3四半期以降の部品調達難の影響により国内事業全体で減収減益となりました。

海外事業

売上高 **627億60百万円**

前年同期比
24.3%増

営業利益 **26億83百万円**

前年同期比
609.3%増

当連結会計年度の海外事業セグメントは、売上高が627億60百万円（同24.3%増）、セグメント利益が26億83百万円（同609.3%増）となりました。

中国エリアにおいては、感染症の影響が軽減する中、現地ニーズに対応した新製品の拡販に取り組み、ネット販売や内陸部の売上が伸長したことに加え、広告宣伝活動の強化によりブランド力が向上し、収益拡大につなげることができました。

(注) 上記文中の各事業セグメントの売上高は、外部顧客への売上高であります。

北米エリアにおいては、流通網の整備と業務用給湯器・暖房商品の拡販による成果がありました。豪州エリアにおいては、家庭用のタンクレス給湯器に加え、業務用給湯器の販売を拡大しました。

以上により、全エリアで増収増益となり、海外事業全体で増収増益となりました。

企業集団のセグメント別販売実績

(単位：百万円)

事業区分		第71期	第72期	前年同期比増加率
国内	事業	133,385	115,382	△13.5%
海外	事業	50,473	62,760	24.3%
合計		183,859	178,142	△3.1%

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資額につきましては、60億19百万円であります。その内訳は、生産設備および基本設備の整備、更新等37億80百万円、金型9億24百万円、ソフトウェア等13億14百万円であります。

なお、これらの設備所要資金は自己資金にてまかなっております。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度における必要資金につきましては、自己資金および借入金にてまかなっております。

(4) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権の取得または処分の状況

当社は、2021年6月16日にベトナムの浄水器・家電メーカーKangaroo International Joint Venture Company の発行済株式総数の44.0%を取得し、当社の持分法適用関連会社としました。

(5) 対処すべき課題

1) 会社の経営の基本方針

当社グループは、創業の原点「お風呂は人を幸せにする」を大切にしつつ、今後の事業展開を見据えてグループミッションを策定しております。グループミッション「新しい幸せを、わかすこと。人と地球の笑顔に向けて暮らしの感動をお届けするノーリツグループ」には、ステークホルダーの皆様へ「暮らし」の領域で感動していただける価値を提供し、多くの笑顔を生み出していくことを目指して企業活動を進めていくという思いを込めております。

2) 経営環境および当社グループの経営戦略

経営環境

新型コロナウイルス感染症の拡大が世界経済および国内経済へ与える影響は依然として不透明である中、脱炭素社会実現に向けた取組みが加速し、住宅を含む全産業で省エネ対策が進むものと想定されます。このような環境の中、コロナ禍による生活様式の変化に伴う高付加価値商品や、環境・省エネニーズに対応した高効率給湯器の市場が広がるものと考えております。

一方、石油精製品を含む素材および調達部品等の価格は、今後も上昇するものと見込まれます。また、新型コロナウイルス感染拡大による部品サプライヤーの生産遅延ならびに世界的な電子部品・樹脂等の不足により当社グループにおいて一部製品の納期遅延が発生しておりますが、新興国でのワクチン接種の進展や、製品設計と調達の見直しによるサプライチェーン再構築により改善に向かうと想定しております。

以上のような環境下において、当社グループは「選ばれつづけるノーリツグループ」を目指す姿に据えた中期経営計画「Vプラン23」を策定し、実現に向けた活動を推進してまいります。また、今年度より新たな重要課題として、サプライチェーンの再構築による安定調達に取り組んでまいります。

中期経営計画『Vプラン23』全体像

Mission 新しい幸せを、わかすこと。

人と地球の笑顔に向けて
暮らしの感動をお届けするノーリツグループ

目指す姿 選ばれつづけるノーリツグループ

基本方針

持続可能な事業基盤の確立

つぎも選ばれる仕掛けの創出

挑戦しつづける組織への変革

社会的責任

Q+ESGに基づいた企業活動

中期経営計画『Vプラン23』実現に向けた重点施策

持続可能な事業基盤の確立

■ 国内事業の取組み

対処すべき施策	取り組む課題
高収益体質へ進化	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 高付加価値商品の拡販 ▶ 取替による販売モデルの構築 ▶ 非住宅分野の販売モデル構築 ▶ 原価改善

■ 海外事業の取組み

対処すべき施策	取り組む課題
持続的成長	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 中国:成長に向けた施策推進 ▶ 北米:3社活用による温水事業の拡大 ▶ 豪州:業用分野の拡大 ▶ 新規エリア:東南アジア(ベトナム)への参入

■ サプライチェーン再構築の取組み

対処すべき施策	取り組む課題
安定的な供給体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 仕入先拡大による原材料確保 ▶ 入手性を考慮した部品の活用 ▶ 製品統廃合による部品共通化

つぎも選ばれる仕掛けの創出

当社グループが持続的な成長をしていくため、事業領域の拡大や新しいビジネスモデルを立案するとともに、デジタル・トランスフォーメーションによるモノづくりの合理化・効率化や販売モデルの変革を推進します。

また、政府が掲げたカーボンニュートラル宣言に対して今年度より新たな目標を掲げ、技術開発を進めていくとともに、品質の向上を通じて安全・安心な社会の形成に貢献していきます。

挑戦しつづける組織への変革

従業員一人ひとりが高い生産性を生み出せるように、若手の人材抜擢、女性活躍の推進など多様な人材の育成と、職務職責型要素を取り入れた人事制度の構築を図り、組織におけるコミュニケーションの充実や働き方の多様化に取り組み、さらなるワークモチベーションの向上を図っていきます。

招集ご通知

株主総会
参考書類

事業報告

連結計算書類・
計算書類

監査報告書

中期経営計画『Vプラン23』目標

業績目標

2023年度に売上高1,920億円、営業利益80億円を目標として推進してまいります。

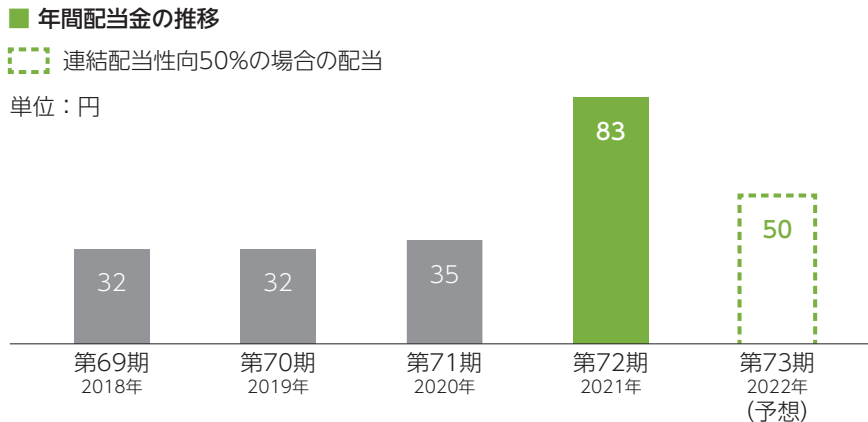
2年目となる2022年度は、売上高1,930億円、営業利益50億円、経常利益57億円、親会社株主に帰属する当期純利益46億円を目指します。

	『Vプラン23』		
	第72期 (2021年度実績)	第73期 (2022年度目標)	第74期 (2023年度目標)
売上高	1,781億円	1,930億円	1,920億円
営業利益	25億円	50億円	80億円

株主還元

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、継続的かつ安定的な配当を実施することを基本としておりますが、2021年度から2023年度までの3カ年については、さらなる株主還元の充実を図るために、連結配当性向50%または連結純資産配当率（DOE）2%のいずれか高い額を目途として配当を行うこととし、業績連動に安定性を加味した配当方針を定めております。また、自己株式の取得については、機動的に実施を検討いたします。

- 2021年度:年間配当83円
- 2021～2023年度:
業績連動に安定性を加味、「連結配当性向50%」または「DOE 2%」のいずれか高い方を選択



配当
方針

自己株式

- 機動的な取得の実施を検討
- 2023年末時点の残高を発行済株式総数の5%程度まで消却

(注) 2021年度の年間配当は本総会第1号議案「剰余金の処分の件」が原案どおり承認可決された場合

Q+ESGに基づいた企業活動

当社グループは、70年の歴史の中で、時代の進化に合わせ、安全・安心、豊かで快適な暮らしを提供し続けてまいりました。これからも選ばれ続ける企業として、「ESG」（環境・社会・ガバナンス）に当社グループが最重視する「Q」（品質）を加えた「Q+ESG」を、すべての事業活動の基盤とし、当社の重視する4つのSDGsへ貢献してまいります。

品質面においては、当社製品をお客さまに安心してご使用いただくため、当社グループに加えてビジネスパートナーの皆様とともに、高品質な製品・サービスを追求することに加え、経年劣化による製品事故を撲滅するために、点検および取替の推進を行ってまいります。

環境面においては、エネルギー消費機器を取り扱う企業として環境・省エネ機器のさらなる普及と新たな技術開発により、「2050年温室効果ガス排出量実質ゼロ宣言」における脱炭素社会の実現に貢献してまいります。

社会面においては、高齢者の入浴事故の低減や共働き世帯の支援を目指す製品の普及、障がい者の就労機会創出など、本業を通じた社会的な取組みを進めております。また、当社の価値創造において重要な要素である人的資本ならびに知的財産への投資も実施してまいります。

ガバナンス面においては、コーポレートガバナンス・コードに則り、コーポレートガバナンスの実効性を高めていくため、取締役会において将来の企業価値向上を見据えた中長期視点の議論を継続してまいります。



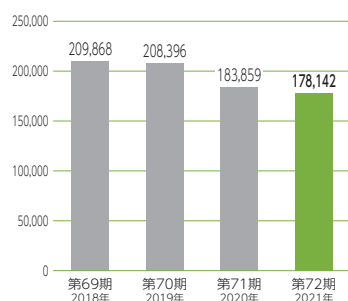
(6) 直前3事業年度の財産および損益の状況の推移

区 分	第69期 2018年12月期	第70期 2019年12月期	第71期 2020年12月期	第72期 2021年12月期 (当連結会計年度)
売上高(百万円)	209,868	208,396	183,859	178,142
経常利益(百万円)	6,262	3,437	5,925	3,976
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△)(百万円)	5,778	1,512	△3,013	5,479
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)(円)	120.86	31.75	△64.79	119.12
潜在株式調整後1株当たり当期純利益(円)	120.70	31.71	—	118.83
総資産(百万円)	198,728	199,305	189,726	194,527
純資産(百万円)	114,053	114,801	110,971	116,193
1株当たり純資産額(円)	2,300.99	2,359.80	2,330.19	2,433.96

(注) 第71期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため、記載していません。

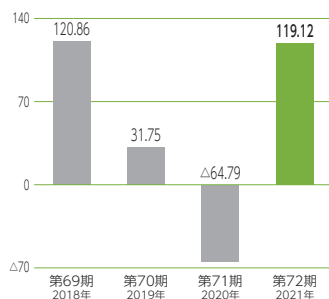
売上高

(単位：百万円)



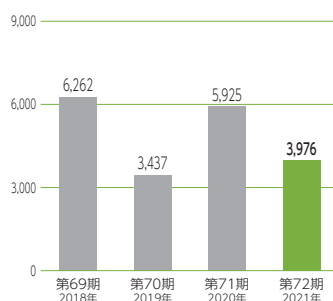
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)

(単位：円)



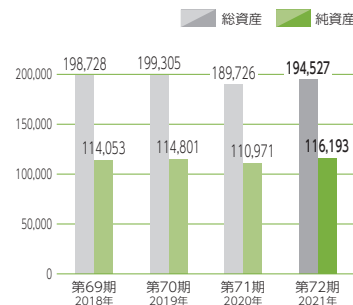
経常利益

(単位：百万円)



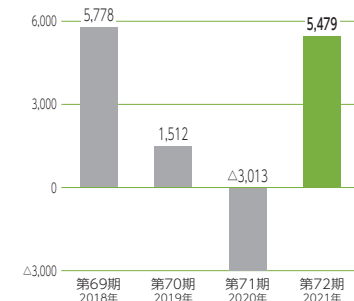
総資産・純資産

(単位：百万円)



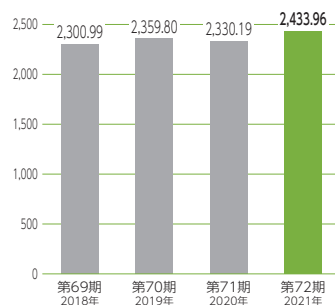
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△)

(単位：百万円)



1株当たり純資産額

(単位：円)



(7) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
ノーリツリビングクリエイト(株)	10,000 千円	100.0%	温水機器等の販売・施工
(株) エ ス コ ア ハ ー ツ	30,000 千円	100.0	シェアードサービス・温水機器の部品類の製造
(株) ノーリツキャピタル	30,000 千円	100.0	グループ内キャッシュ・マネジメント・サービス
大成工業(株)	95,000 千円	100.0	温水機器等の部品類の製造
信和工業(株)	10,000 千円	100.0	温水機器等の部品類の製造
(株) アー ル ビ ー	88,809 千円	100.0	温水機器の製造
(株) ハ ー マ ン	310,000 千円	100.0	温水機器・厨房機器の製造・販売
(株) 多 田 ス ミ ス	100,000 千円	100.0	厨房機器の部品類の製造
(株) エヌ・エス・シー	6,000 千円	100.0	温水機器等の修理・保守
(株) テラ・テック	9,000 千円	100.0 (100.0)	温水機器等の部品類の製造
能率（上海）住宅設備有限公司	3,600 万米\$	100.0 (85.8)	温水機器の製造
能率（中国）投資有限公司	3,550 万米\$	100.0	中国の生産会社の統括管理および温水機器の販売
NORITZ AMERICA CORPORATION	2,070 万米\$	100.0	温水機器の販売
能率電子科技（香港）有限公司	10 万香港\$	100.0	温水機器等の部品類の調達・販売
能率香港有限公司	10 万香港\$	100.0	温水機器等の販売
東莞大新能率電子有限公司	750 万香港\$	100.0 (100.0)	温水機器等の部品類の製造
櫻花衛厨（中国）股份有限公司	32,000 万人民元	55.6 (49.5)	温水機器・厨房機器等の製造・販売
佛山市櫻順衛厨用品有限公司	8,000 万人民元	55.6 (100.0)	温水機器・厨房機器等の製造・販売
NORITZ AUSTRALIA PTY LTD	4,600 万豪\$	100.0	持株会社
Dux Manufacturing Limited	0 万豪\$	100.0 (100.0)	温水機器の製造・販売
Noritz USA Corporation	4,876 万米\$	100.0	持株会社
P B H e a t , L L C	320 万米\$	100.0 (100.0)	温水機器の製造・販売
Facilities Resource Group LLC	280 万米\$	100.0 (100.0)	温水機器等の販売・施工

- (注) 1. 重要な子会社につきましては、当連結会計年度における主要な連結子会社23社を記載しております。
 2. (株)テラ・テックは、信和工業(株)の100%子会社であります。
 3. 東莞大新能率電子有限公司は、能率電子科技(香港)有限公司の100%子会社であります。
 4. 佛山市櫻順衛厨用品有限公司は、櫻花衛厨(中国)股份有限公司の100%子会社であります。
 5. Dux Manufacturing Limitedは、NORITZ AUSTRALIA PTY LTDの100%子会社であります。
 6. PB Heat, LLCは、Noritz USA Corporationの100%子会社であります。
 7. Facilities Resource Group LLCは、NORITZ AMERICA CORPORATIONの100%子会社であります。
 8. ノーリツ住設(株)は、2021年1月1日付で、ノーリツリビングテクノ(株)および非連結の子会社1社を吸収合併し、商号をノーリツリビングクリエイト(株)に変更しております。
 9. 出資比率の()内は、当社子会社が所有する出資比率を内数で示しております。

(8) 主要な事業内容

温 水 空 調 分 野	ガス温水関連機器（ガスふろ給湯器、ガス給湯器、ガスふろがま、ガス温水暖房機）、オイル・空調関連機器（石油ふろ給湯機、石油給湯機、石油温水暖房機、暖房端末機器）、コジェネレーション、太陽熱温水器、産業用太陽光発電システム
厨 房 分 野	ガスコンロ、レンジフード、ガスオーブンレンジ、ガス小型湯沸器

(9) 主要な営業所および工場

① 当社の主要な営業所および工場

主要な営業所および工場	住 所
本 店	神 戸 市 中 央 区
関 東 支 社	東 京 都 新 宿 区
関 西 支 社	大 阪 市 此 花 区
明 石 本 社 工 場	兵 庫 県 明 石 市
明 石 工 場	兵 庫 県 明 石 市

事業報告

招集ご通知

株主総会
参考書類

事業報告

連結計算書類
計算書類

監査報告書

② 子会社の主要な営業所および工場

会社名	住 所
ノーリツリビングクリエイト(株)	大阪府吹田市
(株) エスコアハーツ	兵庫県加古郡稲美町
(株) ノーリツキャピタル	神戸市中央区
大成工業(株)	兵庫県明石市
信和工業(株)	兵庫県明石市
(株) アールビー	茨城県土浦市
(株) ハーマン	大阪市此花区
(株) 多田スミス	兵庫県朝来市
(株) エヌ・エス・シー	東京都新宿区
(株) テラ・テック	石川県羽咋郡宝達志水町
能率(上海)住宅設備有限公司	中華人民共和国上海市
能率(中国)投資有限公司	中華人民共和国上海市
NORITZ AMERICA CORPORATION	アメリカ合衆国カリフォルニア州
能率電子科技(香港)有限公司	中華人民共和国香港特別行政区
能率香港有限公司	中華人民共和国香港特別行政区
東莞大新能率電子有限公司	广东省东莞市
櫻花衛厨(中国)股份有限公司	江苏省昆山市
佛山市櫻順衛厨用品有限公司	广东省佛山市
NORITZ AUSTRALIA PTY LTD	オーストラリア連邦州ニューサウスウェールズ
Dux Manufacturing Limited	オーストラリア連邦州ニューサウスウェールズ
Noritz USA Corporation	アメリカ合衆国カリフォルニア州
P B H e a t , L L C	アメリカ合衆国ペンシルベニア州
Facilities Resource Group LLC	アメリカ合衆国メシカガ

(10) 従業員の状況

事業区分	従業員数 (名)	前期末比増減 (名)
国内事業	3,680(788)	△18(△55)
海外事業	2,950(224)	△251(26)
全社(共通)	90(9)	△6(1)
合計	6,720(1,021)	△275(△28)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 従業員数欄および前期末比増減欄の()内は、臨時従業員の年間平均雇用人員を外数で記載しております。
3. 全社(共通)は、本社管理部門等であります。

(11) 主要な借入先の状況

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	500百万円
株式会社群馬銀行	300百万円

招集ご通知

株主総会
参考書類

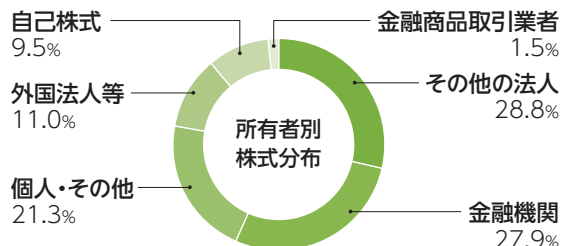
事業報告

連結計算書類
計算書類

監査報告書

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数	156,369,000株
(2) 発行済株式の総数	50,797,651株
(3) 株主数	10,651名



	持株数(株)	株主数(名)
■ その他の法人	14,645,075	231
■ 金融機関	14,163,063	29
■ 個人・その他	10,842,132	10,178
■ 外国法人等	5,611,209	183
■ 自己株式	4,798,597	1
■ 金融商品取引業者	737,575	29

(4) 大株主の状況

順位	株主名	持株数(株)	持株比率(%)
1	日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	4,859,100	10.56
2	第一生命保険株式会社	2,303,100	5.01
3	株式会社三井住友銀行	2,199,695	4.78
4	ノーリツ取引先持株会	1,976,209	4.30
5	株式会社長府製作所	1,520,000	3.30
6	ノーリツ得意先持株会	1,342,500	2.92
7	株式会社日本カストディ銀行(信託口)	1,170,000	2.54
8	ノーリツ従業員持株会	1,148,915	2.50
9	日本電気硝子株式会社	1,119,300	2.43
10	T O T O 株式会社	1,100,300	2.39

- (注) 1. 大株主上位10名を記載しております。
 2. 当社は自己株式4,798,597株を保有しておりますが、上記の表には記載しておりません。
 3. 持株比率は、自己株式4,798,597株を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

取締役(監査等委員および社外取締役を除く)5名 交付株式数22,100株

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、「4. (4)取締役の報酬等」に記載しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

当社が会社法第236条、第238条および第240条の規定に基づき、当社の取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）に対し、職務執行の対価として発行した新株予約権の概要は以下のとおりであります。

	新株予約権 の割当日	新株予約権 の個数	目的となる 株式の種類 および数	発行価格 (新株予約権 1個あたり)	行使価格 (株式1株 あたり)	行使期間
株式会社ノーリツ 2016年 新株予約権	2016年 4月14日	308個	普通株式 30,800株	142,800円	1円	2016年4月15日から 2046年4月14日まで
株式会社ノーリツ 2017年 新株予約権	2017年 4月14日	258個	普通株式 25,800株	160,100円	1円	2017年4月15日から 2047年4月14日まで
株式会社ノーリツ 2018年 新株予約権	2018年 4月13日	266個	普通株式 26,600株	149,800円	1円	2018年4月14日から 2048年4月13日まで
株式会社ノーリツ 2019年 新株予約権	2019年 4月12日	274個	普通株式 27,400株	133,900円	1円	2019年4月13日から 2049年4月12日まで
株式会社ノーリツ 2020年 新株予約権	2020年 4月10日	469個	普通株式 46,900株	81,500円	1円	2020年4月11日から 2050年4月10日まで

(1) 事業年度の末日において当社の会社役員が有している当社の新株予約権等

	新株予約権 の個数	目的となる 株式の種類 および数	取締役 (社外取締役および監査等委員 である取締役を除く。)		社外取締役		監査等委員である取締役 (社外取締役を除く。)	
			保有人数	個数	保有人数	個数	保有人数	個数
株式会社ノーリツ 2016年 新株予約権	110個	普通株式 11,000株	2名	110個	—	—	—	—
株式会社ノーリツ 2017年 新株予約権	156個	普通株式 15,600株	4名	156個	—	—	—	—
株式会社ノーリツ 2018年 新株予約権	182個	普通株式 18,200株	4名	182個	—	—	—	—
株式会社ノーリツ 2019年 新株予約権	232個	普通株式 23,200株	4名	232個	—	—	—	—
株式会社ノーリツ 2020年 新株予約権	469個	普通株式 46,900株	5名	469個	—	—	—	—

(注) 「株式会社ノーリツ2016年新株予約権」につきましては、5名が権利行使したことにより交付時より198個減少しております。「株式会社ノーリツ2017年新株予約権」につきましては、3名が権利行使したことにより交付時より102個減少しております。「株式会社ノーリツ2018年新株予約権」につきましては、2名が権利行使したことにより交付時より84個減少しております。また、「株式会社ノーリツ2019年新株予約権」につきましては、1名が権利行使したことにより交付時より42個減少しております。

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当社の新株予約権等

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	國井 総一郎	(株)みなと銀行社外取締役、 神戸商工会議所副会頭
代表取締役社長	腹巻 知	
取締役 専務執行役員	廣澤 正峰	プロダクツ本部長
取締役 専務執行役員	竹中 昌之	企画管理本部長
取締役 常務執行役員	廣岡 一志	マーケティング本部長
社外取締役	尾上 広和	グローリー(株)代表取締役会長
取締役 常勤監査等委員	綾部 剛	
社外取 締等 委員	正木 靖子	下山・正木法律事務所代表、 (株)ハイレックスコーポレーション社外取締役、 生活協同組合コープこうべ員外監事
社外取 締等 委員	谷 保廣	公認会計士谷会計事務所代表、 学校法人グロービス経営大学院教授、 ロート製薬(株)社外監査役

- (注) 1. 取締役尾上広和氏ならびに取締役 監査等委員正木靖子氏および谷保廣氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、綾部剛氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 取締役尾上広和氏は、会社経営者としての豊富な経験があり、会社経営に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役 常勤監査等委員綾部剛氏は、長年当社の財務部門での実務経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役 監査等委員正木靖子氏は、弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有しております。
6. 取締役 監査等委員谷保廣氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 取締役尾上広和氏ならびに取締役 監査等委員正木靖子氏および谷保廣氏につきましては、当社が株式を上場している(株)東京証券取引所に対し、同取引所の規則等に定める「独立役員」としての届出をしております。
8. 当社は執行役員制度を導入しております。2022年1月1日現在の執行役員（執行役員を兼務する取締役を除く。）は次のとおりであります。

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
常務執行役員	東 内 雅 典	プロダクツ本部資材購買本部長、 能率電子科技（香港）有限公司董事長、 東莞大新能率電子有限公司董事長
常務執行役員	井 上 隆 史	プロダクツ本部生産本部長
常務執行役員	池 田 英 礼	グローバル本部長、 能率（中国）投資有限公司董事長、 能率香港有限公司董事長、 Sakura (Cayman) Co.,Ltd.董事長、 Sakura China Holdings (H.K.) Co.,Ltd.董事長
常務執行役員	吉 本 厚 志	プロダクツ本部研究開発本部長
上席執行役員	滝 居 和 弘	マーケティング本部営業統括部長
上席執行役員	蒔 田 潤 也	プロダクツ本部品質保証推進本部長、 (株)エスコアハーツ代表取締役社長
執行役員	楠 克 博	マーケティング本部非住宅事業部長
執行役員	内 田 知 浩	プロダクツ本部生産本部副本部長
執行役員	吉 田 猛	プロダクツ本部研究開発本部副本部長
執行役員	森 脇 琢	グローバル本部副本部長、 Noritz USA Corporation Chairperson、 NORITZ AUSTRALIA PTY LTD Director
執行役員	森 下 敦 弘	プロダクツ本部研究開発本部副本部長
執行役員	宮 原 貞	マーケティング本部営業統括部関東支社長
執行役員	岸 栄 一	マーケティング本部サービス事業部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）および各監査等委員である取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、優秀な人材確保、職務執行の萎縮防止のため、以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

【保険契約の内容の概要】

① 当該保険契約の被保険者の範囲

当社および当社子会社（米国および豪州の子会社を除く。）の全ての取締役、監査役および執行役員を被保険者としております。

- ② 被保険者の実質的な保険料負担割合
保険料は特約部分も含め全額当社の負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はございません。
- ③ 填補の対象となる保険事故の概要
被保険者がその業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けることによって被る損害について填補します。ただし、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為の場合等一定の免責事由がございます。

(4) 取締役の報酬等

- ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針
当社は、2021年1月29日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に関する決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に関しては、あらかじめ決議する内容について報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。
また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。
取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

当社の代表取締役および業務執行取締役の報酬は、基本報酬（月例報酬）、業績連動型年次現金賞与および株式報酬の3つで構成されております。なお、社外取締役については、その職務に鑑み固定の基本報酬（月例報酬）のみを支給しております。

基本報酬については、役位、職責および在任年数に応じて、基準となる額を設けております。取締役会が、報酬諮問委員会の審議結果に基づき、当該事業年度の各取締役の個人業績評価を行い、その結果を反映して、個人別支給額を決定しております。

業績連動報酬である年次現金賞与の額については、企業価値および業績の向上に対する貢献意識を高めることを目的に、経済情勢や当社の事業環境等を踏まえ、親会社株主に帰属する当期純利益の1%を上限として、業績に応じて支給額の総額を決定しております。個別の支給額については、役位別に定められた比率に応じて決定しております。

株式報酬については、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇および企業価値向上への貢献意欲を高めるため、一定の譲渡制限期間および当社による無償取得事由等のために服する当社普通株式（譲渡制限付株式）として割り当てております。

上記各報酬の構成割合について、現行の報酬制度においては、業績連動型年次現金賞与の割合を一定の水準に

は固定せず、当社の業績が拡大するにつれて取締役の総報酬に占める業績連動型賞与の割合が高くなる設計としております。当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を参考に、最終的に取締役会でその比率を決定します。株式報酬については、支給額を基本報酬の20%に設定しております。

報酬の付与時期について、基本報酬は、毎月25日に支給いたします。業績連動型年次現金賞与は、事業年度終了後の当該事業年度にかかる決算取締役会で決定し、定時株主総会翌日に支給いたします。株式報酬は、定時株主総会後に開催される取締役会で決定し、毎年4月に支給いたします。

各取締役の報酬内容の決定方法については、事前に報酬諮問委員会において各取締役の評価結果を踏まえた審議、および外部機関の調査による同業または同規模の他企業との報酬水準を比較することによって客観性および妥当性を確保した上で、取締役会の決議により決定しております。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭報酬等		
				新株予約権	株式報酬	
取締役 (監査等委員を除く)	267,237	209,949	16,670	9,555	31,061	7
(うち社外取締役)	(6,000)	(6,000)	—	—	—	(2)
取締役 監査等委員	31,830	31,830	—	—	—	4
(うち社外取締役)	(12,000)	(12,000)	—	—	—	(3)
合 計	299,067	241,779	16,670	9,555	31,061	11
(うち社外役員)	(18,000)	(18,000)	—	—	—	(5)

- (注) 1. 上記には、2021年3月30日開催の第71回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名および取締役 監査等委員1名を含んでおります。
2. 業績連動報酬等にかかる業績指標は親会社株主に帰属する当期純利益であり、その実績は「1. (1) 事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。
当該指標を選択した理由は、企業価値および業績の向上に対する貢献意識を高めることを目的としているためであります。当社の業績連動報酬は、経済情勢や当社の事業環境等を踏まえ親会社株主に帰属する当期純利益の1%を上限として、業績に応じて支給額の総額を決定しております。
3. 非金銭報酬等のうち新株予約権の額は、ストックオプションとして割り当てた新株予約権に係る当事業年度における費用計上額であります。また、株式報酬の額は、譲渡制限付株式報酬として割り当てた譲渡制限付株式に係る当事業年度における費用計上額であります。なお、割当ての条件等は、「① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」に記載のとおりであり、当事業年度における交付状況は「2. (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。
4. 取締役 (監査等委員を除く。) の報酬限度額につきましては、2019年3月28日開催の第69回定時株主総会において、年額400百万円以内 (うち社外取締役分は年額20百万円以内) と決議いただいております。なお、当該報酬限度額には使用人分給与は含まれておりません。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名 (うち、社外取締役は1名) であります。
また、2021年3月30日開催の第71回定時株主総会において、取締役 (社外取締役および監査等委員を除く。) に対し、上記報酬限度額の範囲内で譲渡制限付株式に関する報酬等としての金銭報酬債権を支給することを決議しており、当該金銭報酬債権を現物出資することにより割当てを受ける譲渡制限付株式の上限を年90,000株以内と決議いただいております。

当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役および監査等委員を除く。）の員数は、5名であります。

5. 監査等委員である取締役の報酬限度額につきましては、2019年3月28日開催の第69回定時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。

当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は、3名であります。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

区分	氏名	重要な兼職の状況	当社との関係
取締役	尾上 広和	グローリー(株)代表取締役会長	記載すべき関係はありません。
取締役 監査等委員	正木 靖子	下山・正木法律事務所代表 (株)ハイレックスコーポレーション 社外取締役 生活協同組合コープこうべ 員外監事	記載すべき関係はありません。
取締役 監査等委員	谷 保廣	公認会計士谷会計事務所代表 学校法人グロービス経営大学院教授 ロート製薬(株)社外監査役	記載すべき関係はありません。

- ② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会等への出席状況、発言状況および 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	尾上 広和	2021年3月30日就任以降に開催された取締役会12回のうち11回に出席し、グローバルに事業を展開する企業の経営者としての豊富な経験に基づく幅広い視点での発言を行うなどの他、当社の業務執行に対し独立した立場から監督および助言を行うことにより、社外取締役としての職責を果たしております。
取締役 監査等委員	正木 靖子	当事業年度開催の取締役会15回の全てに、また、監査等委員会14回の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行うなどの他、客観的な立場で当社の業務執行に対する監査等を行うことにより、監査等委員である社外取締役としての職責を果たしております。
取締役 監査等委員	谷 保廣	2021年3月30日就任以降に開催された取締役会12回の全てに、また、同日以降に開催された監査等委員会11回の全てに出席し、主に公認会計士および税理士としての専門的見地からの発言を行うなどの他、客観的な立場で当社の業務執行に対する監査等を行うことにより、監査等委員である社外取締役としての職責を果たしております。

③ 社外役員の報酬等の総額

取締役 2名 6,000千円

取締役 監査等委員 3名 12,000千円

(注)上記には、2021年3月30日開催の第71回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名および取締役 監査等委員1名を含んでおります。

招集ご通知

株主総会
参考書類

事業報告

連結計算書類・
計算書類

監査報告書

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬の額 61,500千円

当社および当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の額 61,500千円

なお、当社連結子会社である能率（中国）投資有限公司、能率（上海）住宅設備有限公司、能率香港有限公司、能率電子科技（香港）有限公司、東莞大新能率電子有限公司、櫻花衛厨（中国）股份有限公司、佛山市櫻順衛厨用品有限公司、Dux Manufacturing Limitedは、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないことから、上記の公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬の額はこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの算出根拠及び水準などが適切であるかどうかについて審議した結果、妥当であると判断したため、会計監査人の報酬について同意しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号記載のいずれかに該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意のもとに会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会計監査を適切に遂行できないと判断されるとき、その他その必要があると判断した場合には、当該会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制および運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容は以下のとおりであります。なお、2021年6月10日開催の取締役会において、「内部統制システム構築に関する基本方針」について項目整理等の変更を行った上で、当該体制を継続することを決定しました。

業務の適正を確保するための体制

(1) 当社グループの役員および従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社グループは、コンプライアンスを法令、定款、社内規程および社会規範等の遵守も含めた「企業倫理の遵守」と定義し、当社グループの役員および従業員を対象に「ノーリツグループ行動基準」を制定して、その遵守を図る。
- ② 当社グループ全体のコンプライアンス統括責任者として企業倫理担当役員（CCO）を選任し、コンプライアンス経営を推進する。
- ③ 当社グループの各部門長を責任者として、各部門におけるコンプライアンス活動を推進し、報告を受けたコンプライアンス違反またはそのおそれのある行為を発見した場合、当社の法務担当部門に報告するとともに、当該行為の是正、解決を図る。
- ④ 当社の法務担当部門が、当社グループ全体のコンプライアンス推進・統括を担い、当社グループの役員および従業員に対する教育、各部門への指示等を行う。
- ⑤ 当社の監査担当部門が、当社グループ各部門に対しコンプライアンスの監査、有効性の評価を行い、必要に応じ取締役会および監査等委員会に報告する。
- ⑥ 当社グループは、内部通報窓口を設置し、コンプライアンスに関する疑義について当社グループの役員および従業員が情報提供・相談できる体制を構築する。
- ⑦ 財務報告の信頼性を確保するために、財務に係る業務の仕組みを整備し、業務の改善に努める。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 当社は、株主総会議事録、取締役会議事録、監査等委員会議事録の法定作成文書をはじめ、当社委員会・会議等の各議事録、決裁書類等の取締役の職務執行に係る情報を、関連資料とともに「文書管理規程」に基づいて、文書（電磁的記録を含む）により保存する。また、保存期間および保存部門は同規程において定める。
- ② 当社の重要情報については、「秘密情報管理規程」に基づき、適切に管理する。
- ③ 当社において取り扱う個人情報については、「個人情報保護規程」に基づき、適切に管理する。
- ④ 当社グループが保有する情報資産については、「ノーリツグループ情報セキュリティ基本規程」に基づき、適切に管理する。
- ⑤ 当社において発生または決定した重要事実については、法令等および当社が定める「情報開示ガイドライン」に基づき判断・決定し、適時適切に開示する。

(3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社グループは、「CSR委員会」等において、当社グループ全体の事業活動推進にあたって想定されるリスクについて評価し、対応方針・具体的対策等を検討して各部門へ指示等を行う。特に、品質問題については、「品質保証委員会」において、当社グループの品質に関する重要事項について審議・決定するとともに、品質保証担当部門が当社グループ全体の品質保証業務を横断的に統括管理し、迅速・正確に問題の解決を図る。
- ② 当社は、「危機管理規程」および「リスクマネジメント規程」を制定し、企業リスクの事前回避または発生時の損害最小化、戦略リスクへの適切な対応のために、全社リスク統括責任者を中心として、当社グループ全体のリスク管理体制構築の活動を推進する。
- ③ 当社の監査担当部門が、当社グループ各部門に対しリスク管理状況の監査、有効性の評価を行い、必要に応じ取締役会および監査等委員会に報告する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、中期経営計画等の全社的な目標を定めることにより、各部門が事業年度ごとに実施すべき具体的な施策を効率的に策定できる体制を構築する。
- ② 経営の組織的・効率的推進を目的として業務執行に関する権限と責任を明確に定めた「職務権限規程」に則り、職務の適切かつ効率的な執行を実現するとともに、重要事項については取締役会および経営会議等の会議体を経て意思決定を行うことで、職務の適正性を確保する。
- ③ 経営の意思決定および監督、職務執行の機能を明確に分離し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の機能強化ならびに職務の効率性を確保する。

(5) 当社子会社の業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、当社子会社の取締役等の職務の執行について当社への報告が適切に行われることを目的として、当社子会社の取締役が「関係会社管理規程」「危機管理規程」等の当社社内規程に定められた重要な情報につき定期的に、また重大な事象が発生等した場合には直ちに、当社の関連当事者または関連部門に報告することができる体制を整備する。
- ② 当社は、当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを目的として、「関係会社管理規程」に基づき、当社の経営企画部門によりグループ経営の運営管理制度の立案・推進を行い当社子会社の経営を支援する体制、ならびに所定の当社部門により当社子会社の業務執行に対する支援および管理を行う体制を整備する。

(6) 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、監査等委員会よりその職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性および監査等委員から当該使用人への指示の実効性等を考慮し、適任者を選定した後、監査等委員会の承認の上で当該使用人を任命する。
- ② 当社が監査等委員会の職務を補助すべき使用人を任命した場合、当該使用人への指示・命令・評価は監査等委員会が行うこととする。

- ③ 当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く）および使用人は、当社グループの経営に重大な影響をおよぼす可能性のある事項について、会議等においてまたは緊急を要する場合はその都度、監査等委員に報告する。また、監査等委員は、必要に応じいつでも、当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く）または使用人に対して報告を求めることができるものとする。
- ④ 当社の企業倫理担当役員は、「ノーリツホットライン運用規程」に基づき、当社グループ全体の内部通報についての調査結果を、適宜監査等委員会に報告する。当社グループは、内部通報窓口にコンプライアンス違反を通報した者に対し、通報したことを理由としたいかなる不利益な処遇、不当な処分を行わない。
- ⑤ 当社は、監査等委員が職務上必要と認める費用について、あらかじめ予算計上した上で支払うものとするが、監査等委員が緊急または臨時に支出した費用であって事後において償還を請求された場合にも、原則としてこれを負担する。
- ⑥ 当社は、監査等委員より取締役会以外のその他重要会議への出席を求められた場合および会議等の付議資料、議事録、業務執行の意思決定に関する資料、その他重要な書類の閲覧を求められた場合、これに応じる。
- ⑦ 当社は、監査等委員会より代表取締役との意見交換を求められた場合、これに応じる。また、監査等委員会が当社の監査担当部門に対して指示・報告を求めることができる体制を整備する。

(7) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関係を持たず、さらに反社会的勢力からの要求を断固拒否し、これらと係わりのある企業、団体、個人とはいかなる取引も行わない。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、前記の「内部統制システム構築に関する基本方針」に基づき、業務の適正を確保するための体制を運用しております。当期における当該体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

(1) 当社グループの役員および従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

「ノーリツグループコンプライアンス規程」に基づき、企業倫理担当役員、コンプライアンス責任者および推進者を定めております。また、コンプライアンス月間を年2回定め、当社各部門および各子会社でコンプライアンスに関する取組みを実施しております。さらに、当社グループの従業員一人ひとりが意識すべきことを定めた「ノーリツグループ行動基準」について、外部環境の変化等に対応するため、その大幅な改定を実施しました。加えて、内部通報制度として「ノーリツホットライン」を設置し、内部および外部の2つの通報窓口において、当社グループの役員および従業員からの情報提供・相談の受付を行っております。

また、財務報告の信頼性を確保することを目的とした財務に係る業務の仕組みも整備・構築しており、適切な運用を行っております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、「文書管理規程」および「秘密情報管理規程」に基づき、適切に管理しており、特に取締役会の会議資料については、専用システムにおいてより厳格に管理を行っております。また、より適切な社内情報の管理を行うため、毎年定期的に従業員を対象とした「情報セキュリティ研修」を実施しております。

(3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「危機管理規程」等のリスク関連規程を整備し、当社グループ全体のリスク管理体制を構築しております。また、「CSR委員会」の下部組織として「ガバナンス会議」を設置し、さらに各本部においてリスク管理推進者を定めることで、各部門においてリスクマネジメント活動が浸透する体制を整備しております。その中で、企業リスクと戦略リスクを含めた全てのリスクについて評価を実施した上で、重要リスクを選定し、当該重要リスクへの対応を進めております。加えて、子会社においても同様にリスク管理体制の整備を進めております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

業務執行に関する権限と責任を明確に定めた「職務権限規程」に則り、職務の適切かつ効率的な執行を行うとともに、重要事項については取締役会等の会議体を経て意思決定を行うことで職務の適正性を確保しております。また、取締役の職務の執行がより効率的に行われることを目的として、取締役会から執行部門への権限委譲を前提とした「職務権限規程」の改定を適宜実施しております。

(5) 当社子会社の業務の適正を確保するための体制

子会社の取締役は「関係会社管理規程」等の社内規程に定められた重要な情報について、関連当事者および関連部門へ定期的に報告を行っております。また、「関係会社管理規程」において「関係会社レポートライン」を整備しており、問題事象の発生時または発生可能性の予見時に、子会社が当社に対して迅速に必要な情報を伝達するルールが明確化されております。

所定の当社部門は、「関係会社管理規程」に基づき、子会社に対する支援および管理業務を行っており、国内外の子会社におけるマネジメントの標準化を推進しております。

加えて、子会社の取締役等の職務の執行における重要事項については、「関係会社管理規程」に基づき、当社において事前確認または決裁を行っております。

(6) 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会監査の実効性確保を目的として、監査等委員会の職責と監査体制を定めた「監査等委員会規程」および「監査等委員会監査等基準」等の規程類を整備するとともに、取締役から独立して監査等委員会の職務補助を行う使用人を選定しております。

また、監査等委員会は代表取締役および会計監査人それぞれとの定期的な意見交換を行っております。加えて、監査等委員会においては、監査担当部門の内部監査計画・結果等に対する指示および助言ならびに社外取締役との取締役会議案の事前審議などにより、監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制を整備・構築し、適切に運用しております。

なお、「内部統制システム構築に関する基本方針」の取組み結果については、取締役会において企業倫理担当役員である取締役兼専務執行役員企画管理本部長により報告され、適切に運用されていることを確認しております。

7. 会社の支配に関する基本方針

当社は、2019年2月13日に開催された取締役会において「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」の一部改定および継続を決定し、また、同対応方針は同年3月28日に開催された第69回定時株主総会において承認可決いただいております（以下、「本対応方針」といいます。）。本対応方針の概要は以下のとおりであります。

当社取締役会は、当社株式の大規模買付行為に関するルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を設定し、大規模買付行為を行う大規模買付者に対して大規模買付ルールの遵守を求めます。大規模買付ルールは、当社の経営に影響力を持ち得る規模の当社株式の買付行為について、当社株主共同の利益を保護するという観点から、当社株主の皆様に対して、このような買付行為を受け入れるかどうかの評価・検討に必要な大規模買付者からの情報および当社取締役会による評価・検討に基づく意見を提供し、さらに場合によっては、当社株主の皆様が当社取締役会による代替案の提示を受ける機会を保障するとともに、当社株主の皆様に対して、熟慮に必要な時間を確保するものであり、これにより当社株主の皆様が適切な判断をできるようにすることを目的としています。

当社取締役会は、大規模買付ルールが遵守されなかった場合や、大規模買付ルールが遵守されている場合でも、当該大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上に反すると認められる場合には、当社取締役会から独立した組織として社外取締役で構成する特別委員会の助言・勧告を受け、当社の企業価値および株主共同の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律および当社定款により認められている対抗措置を講じることがあります。

大規模買付ルールの概要は、次のとおりであります。

- ① 大規模買付ルール遵守表明書の提出
大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、当社宛に大規模買付ルールに従う旨の誓約文言等を記載した表明書を提出していただくこととします。
- ② 大規模買付情報の提供とその開示
大規模買付ルール遵守表明書を受領した後10営業日以内に、当社株主の皆様への判断および取締役会としての意見形成のために提供していただく情報のリストを大規模買付者に交付し、速やかに当該リストに記載された情報を提供していただくこととします。
- ③ 取締役会評価期間および株主熟慮期間の設定等
当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付情報の提供が完了した後、60日間または90日間を取締役会による評価期間として与えられるものとします（この期間には、特別委員会による大規模買付行為の評価期間を含みます。また、当社取締役会が、特別委員会の勧告について特別委員会に対し再考を促した場合は、それぞれ最大14日間延長できるものとします。）。取締役会評価期間満了後30日間は、当社株主の皆様が、大規模買付者から提供された情報およびこれをもとにした当社取締役会の意見や代替案等を考慮して、大規模買付者からの提案に応ずるか否か等について適切な判断をしていただくための株主熟慮期間といたします。

大規模買付ルールに関する当社取締役会の判断およびその理由は、次のとおりであります。

① 本対応方針に沿うものである理由

本対応方針は、当社の経営に影響力を持ち得る規模の当社株式の大規模買付行為から、当社株主共同の利益を保護するという目的をもって定めたものであります。大規模買付ルールの概要は、大規模買付者に大規模買付ルール遵守表明書の提出を求め、大規模買付情報の提供とその開示後、当社取締役会による評価期間を経て、当社株主の皆様が大規模買付者からの提案に応ずるか否かについて適切な判断をしていただくものであり、当社株主共同の利益を保護するという目的に適うものであります。

② 株主共同の利益を損なうものではない理由

大規模買付ルールは、当社株式の大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上に反すると認められる場合において、当社取締役会から独立した組織である特別委員会の助言・勧告を踏まえて、当社の企業価値および株主共同の利益を守ることを目的として対抗措置を講じるものであり、また対抗措置の発動は当社株主の皆様の直接の意思に依拠するものであるため、株主共同の利益を損なうものではありません。

③ 当社役員の地位を維持するものではない理由

当社取締役会は、大規模買付ルールが遵守されなかった場合や、大規模買付ルールが遵守されている場合でも、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上に反すると認められる場合に株主共同の利益を守ることを目的として対抗措置を講じます。また、対抗措置の発動には当社取締役会から独立した特別委員会の助言・勧告に原則従うものとされているとともに、適正な運用を担保する手続きも定められています。したがって、大規模買付ルールは、当社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結計算書類

招集ご通知

株主総会
参考書類

事業報告

連結計算書類
計算書類

監査報告書

連結貸借対照表 (2021年12月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	112,010	流動負債	58,608
現金及び預金	43,432	支払手形及び買掛金	34,909
受取手形及び売掛金	31,302	短期借入金	809
電子記録債権	9,333	未払金	11,398
有価証券	102	未払法人税等	1,563
たな卸資産	22,033	賞与引当金	298
その他	6,254	役員賞与引当金	24
貸倒引当金	△447	製品保証引当金	935
		製品事故処理費用引当金	32
		事業整理損失引当金	13
		その他	8,623
固定資産	82,516	固定負債	19,725
有形固定資産	33,865	長期借入金	40
建物及び構築物	13,055	繰延税金負債	322
機械装置及び運搬具	6,011	役員退職慰労引当金	73
土地	9,291	製品保証引当金	2,057
建設仮勘定	781	退職給付に係る負債	10,772
その他	4,726	その他	6,459
無形固定資産	9,360	負債合計	78,333
のれん	1,519		
その他	7,840	純資産の部	
投資その他の資産	39,290	株主資本	100,618
投資有価証券	32,256	資本金	20,167
長期貸付金	242	資本剰余金	22,963
繰延税金資産	3,750	利益剰余金	64,995
その他	3,129	自己株式	△7,509
貸倒引当金	△89	その他の包括利益累計額	11,341
資産合計	194,527	その他有価証券評価差額金	8,549
		繰延ヘッジ損益	24
		為替換算調整勘定	3,577
		退職給付に係る調整累計額	△810
		新株予約権	137
		非支配株主持分	4,096
		純資産合計	116,193
		負債・純資産合計	194,527

(注) 記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2021年1月1日から2021年12月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		178,142
売上原価		120,949
売上総利益		57,193
販売費及び一般管理費		54,693
営業利益		2,500
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	1,066	
受取賃貸料	121	
為替差益	158	
補助金収入	231	
その他	359	1,938
営業外費用		
支払利息	78	
持分法による投資損失	65	
支払手数料	13	
固定資産賃貸費用	84	
納期遅延損害金	69	
その他	150	462
経常利益		3,976
特別利益		
固定資産売却益	1,698	
投資有価証券売却益	3,260	
関係会社株式売却益	40	
関係会社清算益	28	5,027
特別損失		
固定資産処分損	83	
投資有価証券売却損	2	
投資有価証券評価損	1	86
税金等調整前当期純利益		8,917
法人税、住民税及び事業税	2,262	
法人税等調整額	954	3,216
当期純利益		5,700
非支配株主に帰属する当期純利益		220
親会社株主に帰属する当期純利益		5,479

(注) 記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

株主総会
参考書類

事業報告

連結計算書類・
計算書類

監査報告書

計算書類

招集ご通知

株主総会
参考書類

事業報告

連結計算書類
計算書類

監査報告書

貸借対照表 (2021年12月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	47,574	流動負債	30,655
現金及び預金	10,858	支払手形	2,711
受取手形	1,462	買掛金	20,423
電子記録債権	8,064	短期借入金	800
売掛金	15,240	未払金	4,019
有価証券	102	未払費用	958
商品及び製品	5,381	未払法人税等	504
仕掛品	180	預り金	449
原材料及び貯蔵品	2,599	前受収益	335
前払費用	289	賞与引当金	117
その他	3,473	役員賞与引当金	22
貸倒引当金	△78	製品保証引当金	246
固定資産	81,281	製品事故処理費用引当金	35
有形固定資産	18,149	事業整理損失引当金	13
建物	6,685	その他	18
構築物	248	固定負債	12,006
機械及び装置	2,786	退職給付引当金	6,695
車両運搬具	60	製品保証引当金	606
工具、器具及び備品	928	資産除去債務	187
土地	7,146	その他	4,517
リース資産	177	負債合計	42,662
建設仮勘定	116	純資産の部	
無形固定資産	2,238	株主資本	77,575
ソフトウェア	2,173	資本金	20,167
その他	65	資本剰余金	22,963
投資その他の資産	60,893	資本準備金	22,956
投資有価証券	26,913	その他資本剰余金	6
関係会社株式	25,882	利益剰余金	41,953
関係会社出資金	4,597	利益準備金	1,294
長期貸付金	210	その他利益剰余金	40,659
関係会社長期貸付金	337	技術研究積立金	250
長期前払費用	1,342	配当準備積立金	160
繰延税金資産	819	設備投資積立金	500
その他	874	退職給与積立金	130
貸倒引当金	△82	土地圧縮積立金	21
資産合計	128,856	価格変動積立金	54
		特別償却準備金	13
		別途積立金	25,609
		繰越利益剰余金	13,920
		自己株式	△7,509
		評価・換算差額等	8,481
		その他有価証券評価差額金	8,456
		繰延ヘッジ損益	24
		新株予約権	137
		純資産合計	86,194
		負債・純資産合計	128,856

(注) 記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2021年1月1日から2021年12月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		109,398
売上原価		85,174
売上総利益		24,223
販売費及び一般管理費		25,378
営業損失		1,155
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	3,244	
受取賃貸料	202	
為替差益	208	
その他	204	3,860
営業外費用		
支払利息	13	
固定資産賃貸費用	218	
納期遅延損害金	69	
その他	17	318
経常利益		2,386
特別利益		
固定資産売却益	1,650	
投資有価証券売却益	3,156	4,806
特別損失		
固定資産処分損	74	
投資有価証券売却損	2	
投資有価証券評価損	1	
関係会社株式売却損	42	119
税引前当期純利益		7,073
法人税、住民税及び事業税	628	
法人税等調整額	954	1,582
当期純利益		5,490

(注) 記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

株主総会
参考書類

事業報告

連結計算書類・
計算書類

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2022年2月17日

株式会社ノーリツ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人 神戸事務所

指定有限責任社員 公認会計士 堀 内 計 尚
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 西 芳 範
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ノーリツの2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ノーリツ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利

用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2022年2月17日

株式会社ノーリツ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人 神戸事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 堀 内 計 尚

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西 芳 範

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ノーリツの2021年1月1日から2021年12月31日までの第72期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第72期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年2月17日

株式会社ノーリツ 監査等委員会

常勤監査等委員 綾 部 剛 ㊟

監査等委員 正 木 靖 子 ㊟

監査等委員 谷 保 廣 ㊟

(注) 監査等委員正木靖子及び谷保廣は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

第72回 定時株主総会 会場ご案内図

【株主総会 会場】

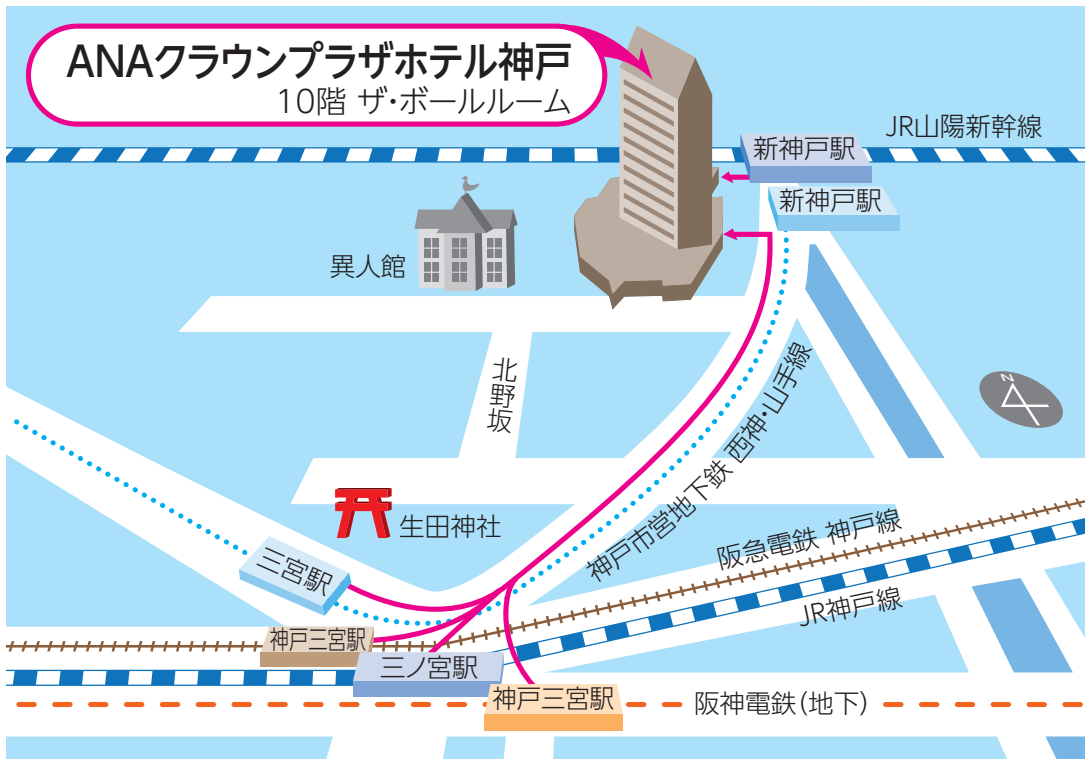
ANAクラウンプラザホテル神戸 10階 ザ・ボールルーム

神戸市中央区北野町1丁目 TEL:078-291-1121 (代表)

ANAクラウンプラザホテル神戸

検索

<https://www.anacrownplaza-kobe.jp/>



交通のご案内

- JR山陽新幹線「新神戸駅」改札口から連絡橋を渡ってすぐ
- 神戸市営地下鉄 西神・山手線「新神戸駅」直結
(JR「三ノ宮駅」阪急「神戸三宮駅」阪神「神戸三宮駅」から乗り換えて1駅)

※会場周辺道路の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

UD
FONT



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを採用しています。
また、この印刷物は、森林環境にやさしい「FSC®認証紙」、
「ベジタブルインキ」を使用しています。